

# 大分市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和8年度)

令和3年9月

大 分 県 大 分 市

## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| <b>1 基本的な事項</b>              |    |
| (1) 大分市の概況                   | 1  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向             | 3  |
| (3) 行財政の状況                   | 8  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針            | 12 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標         | 18 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項         | 19 |
| (7) 計画期間                     | 19 |
| (8) 対象地域                     | 19 |
| (9) 公共施設等総合管理計画との整合          | 19 |
| <b>2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> |    |
| (1) 現況と問題点                   | 21 |
| (2) その対策                     | 21 |
| (3) 事業計画                     | 21 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合          | 22 |
| <b>3 産業の振興</b>               |    |
| <b>【佐賀関地域】</b>               |    |
| (1) 現況と問題点                   | 23 |
| (2) その対策                     | 25 |
| (3) 事業計画                     | 27 |
| (4) 産業振興促進事項                 | 28 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合          | 28 |
| <b>【野津原地域】</b>               |    |
| (1) 現況と問題点                   | 29 |
| (2) その対策                     | 30 |
| (3) 事業計画                     | 31 |
| (4) 産業振興促進事項                 | 32 |
| (5) 公共施設等総合管理計画との整合          | 32 |
| <b>4 地域における情報化</b>           |    |
| (1) 現況と問題点                   | 33 |
| (2) その対策                     | 33 |
| (3) 事業計画                     | 33 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合          | 33 |
| <b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>     |    |
| <b>【佐賀関地域】</b>               |    |
| (1) 現況と問題点                   | 34 |
| (2) その対策                     | 34 |
| (3) 事業計画                     | 35 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合          | 35 |
| <b>【野津原地域】</b>               |    |
| (1) 現況と問題点                   | 36 |
| (2) その対策                     | 36 |
| (3) 事業計画                     | 37 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合          | 37 |

## 6 生活環境の整備

### 【佐賀関地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 38 |
| (2) その対策            | 39 |
| (3) 事業計画            | 40 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 41 |

### 【野津原地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 41 |
| (2) その対策            | 42 |
| (3) 事業計画            | 43 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 43 |

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び

### 福祉の向上及び増進

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 44 |
| (2) その対策            | 45 |
| (3) 事業計画            | 46 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 46 |

## 8 医療の確保

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 47 |
| (2) その対策            | 47 |
| (3) 事業計画            | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 47 |

## 9 教育の振興

### 【佐賀関地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 48 |
| (2) その対策            | 49 |
| (3) 事業計画            | 50 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 50 |

### 【野津原地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 50 |
| (2) その対策            | 51 |
| (3) 事業計画            | 52 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 52 |

## 10 集落の整備

### 【佐賀関地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 54 |
| (2) その対策            | 54 |
| (3) 事業計画            | 54 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 54 |

### 【野津原地域】

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 現況と問題点          | 54 |
| (2) その対策            | 55 |
| (3) 事業計画            | 55 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 55 |

## 11 地域文化の振興等

### 【佐賀関地域】

- (1) 現況と問題点 . . . . . 56
- (2) その対策 . . . . . 56
- (3) 事業計画 . . . . . 56
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . . 56

### 【野津原地域】

- (1) 現況と問題点 . . . . . 56
- (2) その対策 . . . . . 57
- (3) 事業計画 . . . . . 57
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . . 57

## 12 再生可能エネルギー等の利用の促進

- (1) 現況と問題点 . . . . . 58
- (2) その対策 . . . . . 58
- (3) 事業計画 . . . . . 58
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . . 58

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 【佐賀関地域】

- (1) 現況と問題点 . . . . . 59
- (2) その対策 . . . . . 59
- (3) 事業計画 . . . . . 59
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . . 59

### 【野津原地域】

- (1) 現況と問題点 . . . . . 59
- (2) その対策 . . . . . 60
- (3) 事業計画 . . . . . 60
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合 . . . . . 60

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分 . . . . . 61

# 1 基本的な事項

## (1) 大分市の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

#### i 自然的条件

本市は、大分県のほぼ中央、扇状地域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市、竹田市に接しています。市域面積は 502.39 ㎢と広く、そのうち佐賀関地域が 49.58 ㎢、野津原地域が 90.83 ㎢を占めています。

地勢は、北は別府湾、東は豊後水道に面しており、西から南にかけては、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、九六位山、樅木山などのみどりの山々が連なり、これらを縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

#### ii 歴史的条件

本市は、7 世紀に国府が置かれて以来 450 年にわたって政庁所在地として栄えました。鎌倉時代には大友氏が守護となり、16 世紀半ば、大友宗麟公の時代には九州 9 カ国中 6 カ国を領有し、泰西文化を取り入れて九州の文化の中心となるなど隆盛を極めましたが、江戸時代には幕府の小藩分立政策により細分され、府内、臼杵、熊本、延岡、岡の各藩や天領に分割統治されました。

明治 4 年に大分県の県庁が置かれて再び行政の中心となり、昭和 38 年の 6 市町村合併による新大分市誕生と翌 39 年の新産業都市指定を機に飛躍的な発展を遂げました。そして、平成 9 年の中核市指定を経て、平成 17 年 1 月 1 日の佐賀関町及び野津原町との合併により現在の大分市が誕生しました。

#### iii 社会的、経済的諸条件

本市は、政治経済のみならず、交通、情報、文化などあらゆる面で都市機能が集積し、東九州の要地としての役割を担っています。

交通面では、日豊本線など鉄道 3 線や大分自動車道、東九州自動車道が合流する要に位置し、瀬戸内海、豊後水道を経由する海上ルートにより国内外と通じる海上交通の要衝でもあります。

また、産業面では、北部沿岸に鉄と石油を基幹とする企業群が一大工業地帯を構成し、東端の銅精錬業、内陸部の IC 産業や乳製品製造業の各企業とともに本市産業経済のけん引役を果たしています。

さらに、第 1 次産業は、「関あじ・関さば」に代表される水産業、米や施設野菜を中心に果樹、花きといった都市近郊型農業、酪農を中心とする畜産業など多彩であり、それぞれ着実な業績を上げています。

## イ 過疎の状況

### 【佐賀関地域】

本地域の人口は、昭和 30 年の 26,093 人をピークに年々減少し、平成 27 年には 8,946 人と、ピーク時の 40%以下になっており、現在も減少が続いています。

また、高齢化も進行しており、平成 27 年には高齢者率が 49.88%と超高齢化しており、地域住民の移動手段の確保が必要となっています。

過疎化の主な要因としては、地域内に就業の場が少ないことに加え、昭和 40 年代後半以降における地域企業の合理化やその従業員のアパート制度から持家制度への転換などにより、地域外へ人口が流出したことが挙げられます。このようなことから、平成 3 年に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、さまざまな過疎対策事業を活用しながら、これまで農業や水産業の基盤整備、道路網の整備、上水道の整備及び住宅の建設などを推進し、地域の活性化と自立促進に取り組んできたところです。

しかしながら、農業、水産業ともに就業者の高齢化と後継者不足が問題となっており、今後とも、新たな担い手の確保や経営基盤の安定化を図るとともに、地域の資源を生かし、人が集まる施策の展開が求められています。

### 【野津原地域】

本地域の人口は、昭和 35 年の 9,009 人から平成 27 年には 4,564 人と約半数になっています。この減少傾向は現在も続いており、平成 27 年には高齢者率が 41.88%と超高齢化しており、地域住民の移動手段の確保が必要となっています。

このため、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域の指定を受け、過疎対策事業に積極的に取り組んできました。特に、道路網の整備を重点的に推進した結果、人や物の交流が活発になってきています。また、ななせダム水源地域ではダム建設に伴う周辺整備を積極的に推進しており、ななせダムを核とした地域振興が必要となっています。

一方、本地域の基幹産業である農林業の振興を積極的に図ってきましたが、農産物の輸入自由化等社会情勢の大きな変化の影響を受けており、各種施策を通じて農家所得の向上を図る省力化に向けた新たな基盤整備、経営近代化等が課題となっています。

## ウ 社会経済的発展の方向

### 【佐賀関地域】

本地域では、全国ブランドである「関あじ・関さば」と関崎半島をはじめとする豊かな自然環境を活用し、観光交流の拡大と地域産業の振興を目指します。

また、九州と四国を結ぶ海の玄関口に位置していることから、国道 197 号、国道 217 号の整備を促進することで、交流人口の増加による経済活動の活性化が期待できます。

### 【野津原地域】

本地域は、緑豊かな自然環境を生かし、農林業の振興とななせダム周辺の観光・レクリエーション資源の開発を目指します。

また、市中心部と竹田地域や阿蘇くじゅう国立公園を結ぶ交通の要衝に位置するという好条件を生かすことで、今後も交流人口の増加が見込まれ、農林業や観光関連産業の活性化が期待できます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### 【市全体】

本市の総人口は、平成 27 年国勢調査によると、478,146 人です。

昭和 38 年からの動きを見ると、新産業都市建設の本格化した昭和 40 年以降、急速な人口増加をたどり、昭和 40 年に対し昭和 45 年は 15.1%増、昭和 45 年に対し昭和 50 年は 22.9%増と、九州県庁所在都市の中で最高の増加率を示し、昭和 40 年から昭和 50 年までの 10 年で 93,820 人の増加でした。

その後、日本経済が安定成長となったことから新産業都市建設も安定期に入り、昭和 50 年から昭和 60 年までの 10 年では 69,859 人の増加、昭和 60 年から平成 7 年までの 10 年では 36,883 人の増加、直近の 10 年となる平成 17 年から平成 27 年まででは 15,829 人の増加と、その数は漸減傾向にあります。

今後の人口について、平成 27 年の国勢調査を基に国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した推計によると、本市の人口は、令和 2 年には 479,341 人、令和 7 年には 476,205 人とされ、その後も緩やかに減少していくことが見込まれています。さらに、令和 27 年の総人口は、434,166 人で、平成 27 年と比べると約 44,000 人減少するとされる中、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は約 68,000 人減少する一方、老年人口（65 歳以上）は約 39,000 人増加し、老年人口割合も 24.7%から 36.1%へ 11.4 ポイント増加する見込みとなっています。

産業別就業者の状況をみると、第 1 次産業の就業者総数は、昭和 40 年以降減少し

続けており、昭和 40 年から平成 27 年の間に、21,571 人から 4,007 人と約 5 分の 1 ま  
で減少しました。全産業に占める割合も、昭和 40 年の 21.2%から、昭和 55 年には  
4.5%、平成 27 年には 1.9%にまで低下するなど、大幅な減少を示しています。

また、第 2 次産業の就業者総数についても、全産業に占める割合は昭和 50 年の  
30.8%をピークに減少傾向にあり、平成 27 年には 22.7%となっています。

これに対し、第 3 次産業の就業者総数は、昭和 40 年から平成 27 年の間に約 2.9 倍  
の伸びを示し、全産業に占める割合も昭和 40 年の 54.7%から平成 27 年に 75.4%へと  
大幅に上昇しており、今後も産業別就業者数については、同様の傾向が続くと予想さ  
れます。

#### 【特定市町村の区域とみなされる区域】

佐賀関地域及び野津原地域を合算した人口は、昭和 35 年の 34,850 人から、平成 27  
年には 13,510 人と半数以下に減少しています。

また、平成 27 年国勢調査による人口を基準とした、国立社会保障・人口問題研究  
所の推計によると、令和 7 年の両地域の総人口は 11,995 人になるものと予測されま  
す。

その中でも特に年少人口（0 歳～14 歳）の減少幅が大きく、昭和 35 年の 12,345 人  
から、平成 27 年には 928 人と約 92%の減少となっています。

逆に老年人口（65 歳以上）は増加の一途をたどり、高齢者率は、昭和 35 年の  
6.72%から平成 27 年の 47.07%へと急激に高くなり、少子高齢化が急速に進行してい  
ます。

産業別就業者の状況をみると、就業人口総数は、昭和 45 年以降減少が続いており、  
平成 27 年は、平成 22 年に比べ 10.09%減少しています。

第 1 次産業就業人口比率は昭和 35 年の 47.64%から平成 27 年には 12.04%に大きく  
低下し、一方、第 3 次産業就業人口比率は昭和 35 年の 23.31%から平成 27 年には  
56.84%に上昇しています。

表 1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

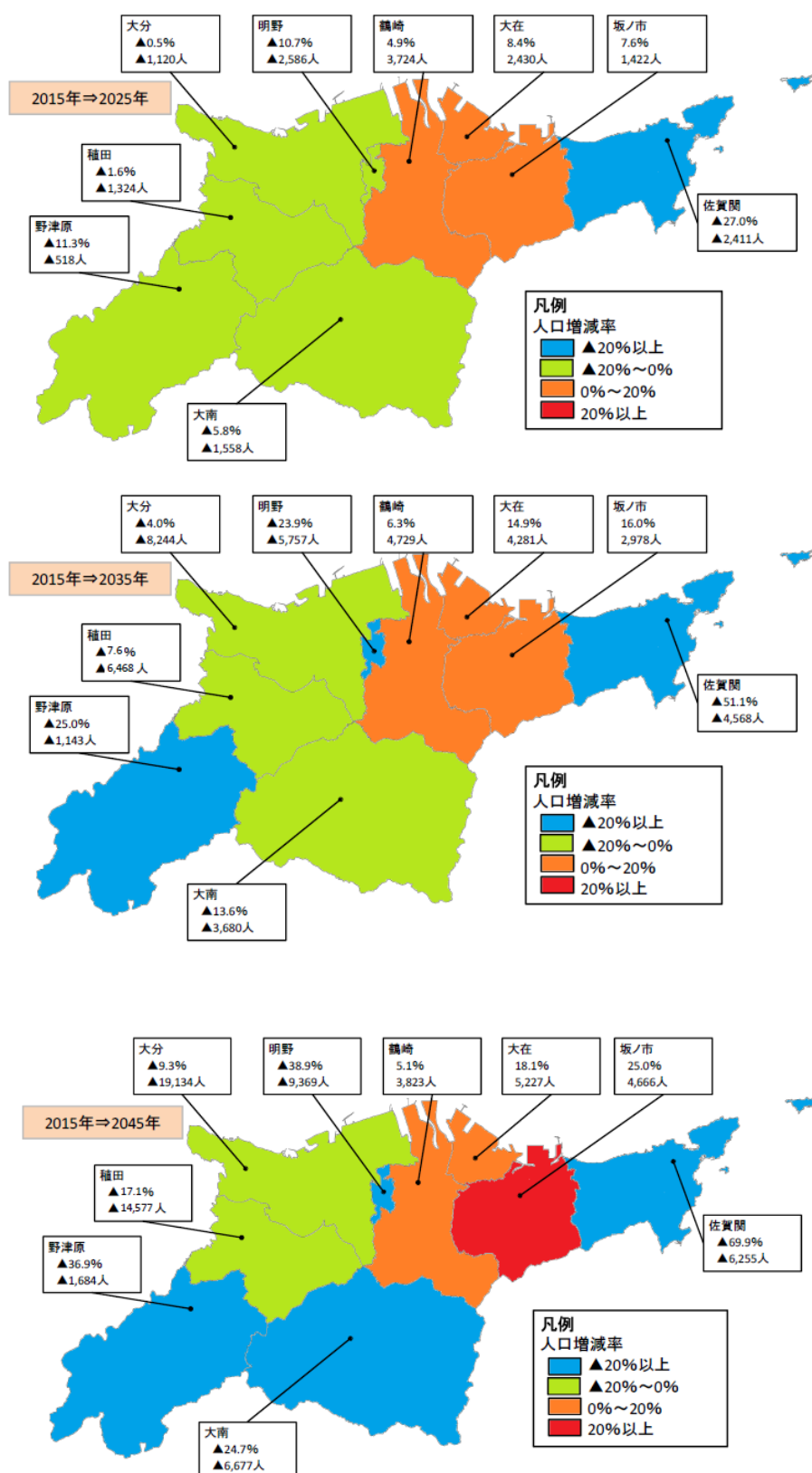
## 【市全体】

| 区 分                    | 昭和<br>35 年   | 昭和<br>50 年   |            | 平成<br>2 年    |            | 平成<br>17 年   |           | 平成<br>27 年   |           | 令和<br>2 年    |            |
|------------------------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|------------|
|                        | 実数           | 実数           | 増減率        | 実数           | 増減率        | 実数           | 増減率       | 実数           | 増減率       | 実数           | 増減率        |
| 総 数                    | 人<br>241,936 | 人<br>347,702 | %<br>43.72 | 人<br>429,927 | %<br>23.65 | 人<br>462,317 | %<br>7.53 | 人<br>478,146 | %<br>3.42 | 人<br>475,614 | %<br>△0.53 |
| 0 歳～14 歳               | 75,609       | 86,936       | 14.98      | 88,402       | 1.69       | 68,878       | △22.09    | 66,116       | △4.01     | 62,994       | △4.72      |
| 15 歳～64 歳              | 151,709      | 236,922      | 56.17      | 292,260      | 23.36      | 310,820      | 6.35      | 289,224      | △6.95     | 271,307      | △6.19      |
| うち<br>15 歳～<br>29 歳(a) | 63,081       | 93,668       | 48.49      | 92,133       | △1.64      | 84,064       | △8.76     | 69,856       | △16.90    | 64,455       | △7.73      |
| 65 歳以上(b)              | 14,618       | 23,783       | 62.70      | 43,948       | 84.79      | 81,479       | 85.40     | 116,354      | 42.80     | 129,289      | 11.12      |
| 不詳                     | 0            | 61           | —          | 1,317        | —          | 1,140        | —         | 6,452        | —         | 12,074       | —          |
| (a)/総数<br>若年者比率        | %<br>26.07   | %<br>26.94   | —          | %<br>21.43   | —          | %<br>18.18   | —         | %<br>14.61   | —         | %<br>13.55   | —          |
| (b)/総数<br>高齢者比率        | %<br>6.04    | %<br>6.84    | —          | %<br>10.22   | —          | %<br>17.62   | —         | %<br>24.33   | —         | %<br>27.18   | —          |

## 【特定市町村の区域とみなされる区域の合算】

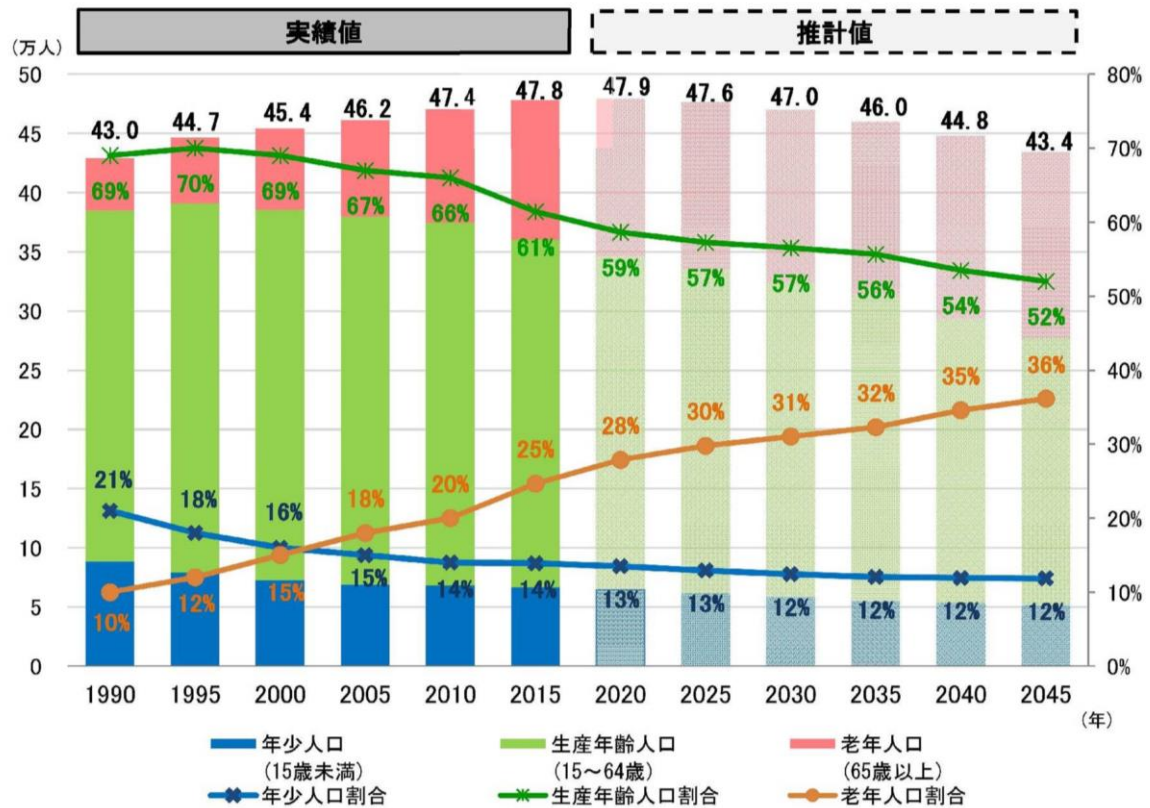
| 区 分                    | 昭和<br>35 年  | 昭和<br>50 年  |             | 平成<br>2 年   |             | 平成<br>17 年  |             | 平成<br>27 年  |             | 令和<br>2 年   |             |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                        | 実数          | 実数          | 増減率         | 実数          | 増減率         | 実数          | 増減率         | 実数          | 増減率         | 実数          | 増減率         |
| 総 数                    | 人<br>34,850 | 人<br>27,465 | %<br>△21.19 | 人<br>21,426 | %<br>△21.99 | 人<br>16,697 | %<br>△22.07 | 人<br>13,510 | %<br>△19.09 | 人<br>11,598 | %<br>△14.15 |
| 0 歳～14 歳               | 12,345      | 6,186       | △49.89      | 3,336       | △46.07      | 1,511       | △54.71      | 928         | △38.58      | 659         | △28.99      |
| 15 歳～64 歳              | 20,164      | 18,112      | △10.18      | 13,885      | △23.34      | 9,262       | △33.29      | 6,187       | △33.20      | 4,762       | △23.03      |
| うち<br>15 歳～<br>29 歳(a) | 7,642       | 5,938       | △22.30      | 3,373       | △43.20      | 2,076       | △38.45      | 1,223       | △41.09      | 952         | △22.16      |
| 65 歳以上(b)              | 2,341       | 3,167       | 35.28       | 4,205       | 32.78       | 5,924       | 40.88       | 6,359       | 7.34        | 6,163       | △3.08       |
| 不詳                     | 0           | 0           | —           | 0           | —           | 0           | —           | 36          | —           | 14          | —           |
| (a)/総数<br>若年者比率        | %<br>21.93  | %<br>21.62  | —           | %<br>15.74  | —           | %<br>12.43  | —           | %<br>9.05   | —           | %<br>8.21   | —           |
| (b)/総数<br>高齢者比率        | %<br>6.72   | %<br>11.53  | —           | %<br>19.63  | —           | %<br>35.48  | —           | %<br>47.07  | —           | %<br>53.14  | —           |

表 1-1(2) 人口の見通し



※大分市人口ビジョンより抜粋

## 大分市の人口の将来推計



※2015（平成27）年まで総務省統計局「国勢調査」（2020（令和2）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計）  
2000（平成12）年以前の人口は、旧佐賀関町、野津原町の人口を含む

※大分市人口ビジョンより抜粋

### (3) 行財政の状況

本市において、令和3年2月に公表した財政収支の中期見通しでは、社会経済状況、国の制度改正等の影響のほか、新型コロナウイルス感染症拡大が本市財政に与える影響を可能な限り見通したうえで、向こう5年間の財政収支を試算した結果、収支不足の累計は、令和6年度末で105億円に達し、この収支不足を基金で対応したとすると、令和6年度末における基金残高は99億円に減少することとなります。

内閣府が発表した令和3年6月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」としており、先行きは大変不透明な状況にあります。

本市においても、令和3年度は、市税の大幅な減収が見込まれる中、感染症対策に引き続き取り組む必要があり、今後は、社会保障関係費や公共施設の維持管理・更新経費への対応などを考慮すると、厳しい財政運営を強いられる状況が予想されています。そのため、引き続き行政改革など財政健全化に向けた取組を推進し、将来にわたって質の高い行政サービスが提供できるよう、持続可能で安定的な財政運営を行っていく必要があります。

# 財政収支の中期見通し（一般会計）

単位：億円

| 区 分        | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市 税        | 782   | 765   | 775   | 782   | 780   |
| 地 方 交 付 税  | 80    | 89    | 81    | 80    | 92    |
| 国 県 支 出 金  | 1,063 | 554   | 530   | 537   | 550   |
| 市 債        | 189   | 190   | 222   | 224   | 220   |
| 臨時財政対策債    | 61    | 98    | 95    | 92    | 87    |
| そ の 他      | 249   | 257   | 295   | 294   | 298   |
| 歳 入 A      | 2,363 | 1,855 | 1,903 | 1,917 | 1,940 |
| 義 務 的 経 費  | 1,072 | 1,092 | 1,094 | 1,089 | 1,089 |
| 人 件 費      | 300   | 307   | 304   | 305   | 305   |
| 扶 助 費      | 583   | 593   | 599   | 601   | 603   |
| 公 債 費      | 189   | 192   | 191   | 183   | 181   |
| 投 資 的 経 費  | 226   | 210   | 244   | 257   | 279   |
| そ の 他      | 1,105 | 583   | 580   | 582   | 581   |
| 国保等保険事業繰出等 | 162   | 165   | 166   | 168   | 170   |
| 歳 出 B      | 2,403 | 1,885 | 1,918 | 1,928 | 1,949 |

※臨時財政対策債は、国の地方交付税の原資不足分に対する地方債への振替措置として発行するもの。

|               |     |     |     |     |      |
|---------------|-----|-----|-----|-----|------|
| 収 支 A-B       | △40 | △30 | △15 | △11 | △9   |
| 収 支 不 足 の 累 計 | △40 | △70 | △85 | △96 | △105 |

|               |              |              |              |              |    |
|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----|
| 基 金 繰 入 金     | 40           | 30           | 15           | 11           | 9  |
| 基 金 積 立 金     |              |              |              |              |    |
| 主 要 3 基 金 残 高 | 164<br>(△37) | 134<br>(△57) | 119<br>(△54) | 108<br>(△64) | 99 |

※主要3基金とは、財政調整基金、減債基金、市有財産整備基金をいう。

( ) 内の数字は、昨年度公表の中期見通しからの増減額。

表 1-2(1) 財政の状況

| 区 分               | 平成 22 年度    | 平成 27 年度    | 令和元年度       |
|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 歳入総額A             | 164,640,929 | 169,808,382 | 182,512,852 |
| 一般財源              | 95,055,327  | 99,210,696  | 101,200,271 |
| 国庫支出金             | 28,728,697  | 32,211,859  | 37,480,445  |
| 都道府県支出金           | 7,647,187   | 10,355,272  | 13,161,503  |
| 地方債               | 17,803,252  | 12,535,600  | 16,260,500  |
| うち臨時財政対策債         | 8,130,352   | 6,150,000   | 5,640,500   |
| その他               | 15,406,466  | 15,494,955  | 14,410,133  |
| 歳出総額B             | 159,744,099 | 164,848,624 | 180,155,093 |
| 義務的経費             | 94,294,787  | 95,916,854  | 103,139,450 |
| 投資的経費             | 21,200,300  | 17,404,926  | 21,982,653  |
| うち普通建設事業          | 21,196,840  | 17,364,139  | 21,758,129  |
| その他               | 43,790,712  | 51,417,444  | 54,059,090  |
| 過疎対策事業費           | 458,300     | 109,400     | 973,900     |
| 歳入歳出差引額C<br>(A－B) | 4,896,830   | 4,959,758   | 2,357,759   |
| 翌年度へ繰越すべき財源D      | 578,701     | 809,671     | 588,492     |
| 実質収支 (C－D)        | 4,318,129   | 4,150,087   | 1,769,267   |
| 財 政 力 指 数         | 0.912       | 0.875       | 0.904       |
| 公 債 費 負 担 比 率     | 16.4        | 16.9        | 16.0        |
| 実 質 公 債 費 比 率     | —           | —           | 5.1         |
| 起 債 制 限 比 率       | 13.0        | 10.0        | —           |
| 経 常 収 支 比 率       | 91.9        | 89.2        | 95.1        |
| 将 来 負 担 比 率       | —           | —           | 36.1        |
| 地 方 債 現 在 高       | 192,508,436 | 177,162,431 | 168,364,164 |

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況財政の状況

## 【市全体】

| 区 分                       | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道                   |              |             |              |              |            |
| 改 良 率 (%)                 | 32.99        | 59.33       | 67.94        | 74.11        | 75.56      |
| 舗 装 率 (%)                 | 71.82        | 91.26       | 94.27        | 96.16        | 96.92      |
| 農 道                       |              |             |              |              |            |
| 延 長 (m)                   |              |             |              | 150,868.00   | 201,159.00 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m)        | 107.32       | 90.56       | 102.58       | —            | —          |
| 林 道                       |              |             |              |              |            |
| 延 長 (m)                   |              |             |              | 128,725.75   | 137,306.45 |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m)        | 7.96         | 8.39        | 10.19        | —            | —          |
| 水 道 普 及 率 (%)             | 97.99        | 99.47       | 99.60        | 99.75        | 99.80      |
| 水 洗 化 率 (%)               | 74.95        | 83.86       | 92.73        | 96.70        | 98.44      |
| 人口千人当たり病院、診療所の<br>病床数 (床) | 20.20        | 21.95       | 20.89        | 19.64        | 18.69      |

## 【特定市町村の区域とみなされる区域の合算】

| 区 分                       | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市 町 村 道                   |              |             |              |              |            |
| 改 良 率 (%)                 | 18.38        | 26.44       | 27.94        | 45.46        | 48.57      |
| 舗 装 率 (%)                 | 64.50        | 79.52       | 84.44        | 90.45        | 90.81      |
| 農 道                       |              |             |              |              |            |
| 延 長 (m)                   |              |             |              | 68,217.00    | 117,124.00 |
| 耕地 1ha 当たり農道延長 (m)        | 61.81        | 62.20       | 77.75        | —            | —          |
| 林 道                       |              |             |              |              |            |
| 延 長 (m)                   |              |             |              | 30,134.03    | 39,609.90  |
| 林野 1ha 当たり林道延長 (m)        | 1.51         | 4.28        | 5.53         | —            | —          |
| 水 道 普 及 率 (%)             | 90.53        | 93.07       | 95.85        | 97.95        | 99.45      |
| 水 洗 化 率 (%)               | 13.15        | 17.45       | 35.46        | 70.38        | 78.45      |
| 人口千人当たり病院、診療所の<br>病床数 (床) | 6.36         | 6.70        | 7.51         | 8.87         | 10.31      |

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

これまで4次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施し、道路整備などのインフラ整備は一定程度の成果が上がってきているものの、非過疎地域と比べるとなお格差が生じています。また、過疎地域においては人口減少と高齢化の歯止めがかからず、産業の衰退などさまざまな課題は依然として残されています。

本市は、平成17年1月1日の佐賀関町及び野津原町と合併以降、両地域の特色を生かしたまちづくりを推進してきましたが、今後も市域全体の一体化をさらに図る観点から、引き続き両地域の持ち味を生かしたまちづくりを推進することで、新たな魅力の創出と地域の特性を活用しながら、市民福祉の向上と市域全体の均衡ある発展を図り、過疎化の著しい両地域の活性化を目指します。

##### 【佐賀関地域】

本地域は、恵まれた海の幸と豊かな自然環境を生かし、漁業、農業の振興と観光資源の活用を図り、いやしの場を提供し都心との交流を深めることで、魅力あふれる都心近郊地域としての役割を担います。

このため、主要産業である漁業については、水産資源の維持、増大を目指して「つくり、育て、管理する漁業」を推進し、農業については、温暖な気候を生かして高収益で生産性の高い作目を導入することなどにより、漁業・農業経営の安定化を図ります。

また、瀬戸内海国立公園に位置し、ウミネコの営巣地で知られる「高島」や日豊海岸国定公園の風光明媚なリアス式海岸等の恵まれた自然と全国ブランドとなった「関あじ・関さば」等を中心とした新鮮な海の幸を融合させた、より魅力ある観光資源の開発を進めるとともに、海の自然と調和した居住環境の整備に努めます。

##### 【野津原地域】

本地域は、豊かな自然環境とななせダムを生かして農林業の振興と観光・レクリエーション資源の開発を図り、いやしの場を提供し都心との交流を深めることで、魅力あふれる都心近郊地域としての役割を担います。

このため、基幹産業である農林業では、水稻を中心に畜産、果樹及びしいたけ等の生産拡充を図るとともに、都市近郊型農業を推進し、ニラ、アスパラガス等の施設野菜の生産性の向上を目指します。

また、中山間地域として、農地の保全や水源のかん養等の自然環境の保全に努めます。

さらに、豊かな自然につつまれた平成森林公園や、ななせダム周辺施設を活用し、人と自然が調和した、うるおいとやすらぎのある新たな観光・レクリエーションの場

を創出し、地域の活性化につなげるとともに、緑豊かな自然を生かした快適な居住環境の整備を推進します。

このような地域ごとの特性に応じた基本方針に従い、次の施策を展開します。

① 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）

- ・ 市民一人ひとりが、障がいの有無や年齢等にかかわらず、だれもが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心してともに生活を送ることができる、みんなが主役の地域社会づくりを進めます。
- ・ 市民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会の実現を図るため、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。また、良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、すべての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。
- ・ 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築、推進に努めます。
- ・ ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。
- ・ 国民健康保険制度・高齢者医療制度・国民年金制度の周知と健全な運営に努めるとともに、市民が安心して生活を送れるようにそれぞれの制度が、将来にわたり改善・充実されるよう、国や県に働き掛けていきます。また、生活困窮者の生活の安定と自立を支援するため、生活相談や生活指導などの充実に努めます。
- ・ すべての市民が、健康で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育及び労働等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。
- ・ 市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心して安定した地域医療体制の確立を目指します。
- ・ 人権尊重社会の形成に向け、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指し、同和問題、女性、子ども、高

齢者、障がい者、外国人、HIV 感染者・ハンセン病回復者等、その他あらゆる人権問題の解決に向けた計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

- ・男女共同参画社会の実現を目指し、男女が互いに一人の人間として認め合う社会づくりを基本に、男女平等や女性の自立と社会参画を推進する総合的な施策の展開を図ります。
- ・市民主体のまちづくりをさらに推進するため、市民自らの考えに基づく自発的な取組を促進し、支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。
- ・消費生活の安定と向上を図るため、消費者の権利の尊重と自立支援を基本に、事業者の適正な事業活動の確保を図るなか、消費者問題に対する市民への啓発と相談体制の充実等に努めるとともに、消費者団体の自主的活動を促進します。

## ② 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）

- ・幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。
- ・時代の変化に対応し、子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携・協働を図りながら、教育環境の整備・充実に努めます。
- ・生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実を図り、地域力の向上に努めます。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。
- ・優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、郷土を愛する心や地域の一体感を醸成し、幅広い関連分野への活用に向けた文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。
- ・市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。また、スポーツがまちづくりにもたらす効果を活用した地域づくりを推進します。

### ③ 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

- ・国土強靱化基本法<sup>1</sup>の理念を踏まえ、強靱な地域づくりを計画的に進めるなかで、市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な防災・危機管理体制の確立を目指し、防災・危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。
- ・台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、森林や農地等の保全を図るとともに、河川・ため池の改修事業や砂防事業等を促進します。さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。
- ・市民生活の安全を確保し安心を身近に実感してもらうため、火災予防を推進するとともに、消防体制と救急・救助体制の充実を図ります。また、被災時における人命救助を最優先にするとともに、被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携強化し、緊急消防援助隊等<sup>2</sup>の体制の充実を図ります。
- ・人と車の調和のとれた安全で快適な交通社会の実現を目指し、人優先の交通安全思想の普及・徹底や交通安全環境の整備など、広範な交通安全対策を推進します。
- ・安全で住みよい地域社会を実現するため、広報活動や地域における防犯活動を通じて、防犯意識の啓発と高揚に努めます。また、各種防犯活動団体との連携や防犯灯の設置などの防犯環境の整備を進め、行政、地域、関係機関が一体となった犯罪のないまちづくりを目指すとともに、犯罪被害者等の支援を総合的に推進します。

### ④ にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

- ・既存産業の振興を機軸としながら、企業誘致の推進やさまざまな創業支援機関と連携し、幅広い産業の集積を推進します。また、中小企業における技術の高度化や経営の効率化の促進、企業活動を支える人材の確保と育成、国内の販路拡大の

---

<sup>1</sup>国土強靱化基本法とは、正式名称は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」。いかなる災害等が発生しようとも、「人命の保護が最大限図られる。」「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。」「国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。」「迅速な復旧復興を可能とする。」などを基本方針として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱な国づくり」を推進することを定めた法律のこと。

<sup>2</sup>緊急消防援助隊等とは、緊急消防援助隊、県内応援隊、国際消防救助隊、その他協定に基づく応援隊のこと。

みならず海外展開の支援などを実施することで、企業の競争力の強化を図ります。

- ・優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。また、観光や教育など多様な分野と連携し、食を通じた農畜産物のPRや地産地消による消費拡大を進め、持続可能な農業振興を図ります。
- ・森林が有する多面的機能が維持、発揮できるよう、森林環境譲与税<sup>1</sup>を活用し、森林経営管理制度<sup>2</sup>に基づいた森林の整備や保全を計画的に行います。また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や木質バイオマス<sup>3</sup>の利用など木材の利用拡大を図ります。
- ・豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の保全や漁港・漁場などの基盤整備を行うとともに、後継者の確保・育成に取り組み、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。また、地産地消による消費拡大を進めるとともに、多様化する消費者ニーズに即した流通体制の充実など、市民が安心できる水産物の安定供給を目指します。
- ・商業・サービス業の活性化に向けて、人材育成などの支援を通じ経営基盤の強化を図ります。また、創業支援などにより、店舗の集積を促進し、商店街の機能が最大限発揮できるように、商店街組織の機能強化を図ります。さらに、刻々と変化する商業・サービス業の動向や課題を的確に把握するため、個々の事業者との意見交換の場を積極的に設けるとともに、商工会議所などの中小企業支援団体との連携を強化します。
- ・UIJ ターン<sup>4</sup>の促進や若者・女性・高齢者・障がい者などが意欲と能力に応じて働けるよう就労機会の拡大を図るとともに、国や県、関係機関と連携しながら、外国人材の受け入れに向けた環境整備の促進、企業の人材確保・育成を支援することで、安定した雇用の確保に努めます。
- ・本市が有する観光資源の磨き上げや新たな資源の発掘を行うことでブランド力の向上に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業

---

<sup>1</sup> 森林環境譲与税とは、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用等に充当するための目的税のこと。

<sup>2</sup> 森林経営管理制度とは、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ねる制度のこと。

<sup>3</sup> 木質バイオマスとは、家畜排せつ物や下水汚泥など生物由来の再生可能な資源（バイオマス）の一つで、チップや製材端材、樹皮、間伐材、木質ペレットなどのこと。発電用燃料としての利用が期待されている。

<sup>4</sup> UIJ ターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指すこと。

者・関係機関と協力し効果的な情報発信や誘客を国内はもとより、海外にも積極的に展開することで、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。

⑤ 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）

- ・ 少子高齢化の進展や人口減少社会を迎えるなか、多極ネットワーク型集約都市<sup>1</sup>の形成に向け、多様な生活サービス機能が集積した県都にふさわしい風格ある広域都心と自然・歴史・文化など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。あわせて、これらの拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、市民とともに、新たな魅力の創出、地域の活力維持・増進に向けたまちづくりを図るとともに、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。
- ・ 市民、交通事業者、行政等の幅広い関係者が十分な連携・協働のもとで、だれもが利用できる持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るとともに、自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せにより、まちづくりを支える交通体系の確立を図ります。
- ・ ICT を活用し、国、県や他の自治体と連携しながら、安全で快適な市民生活の実現と活力ある地域経済・産業の育成を図ります。また、情報格差の是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。
- ・ 快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施策を着実に展開するとともに、危機管理体制のより一層の強化を推進します。また、経費縮減と安定した料金収入の確保などにより経営基盤の強化を図るとともに、管路耐震化など水道施設の強靱化を進めることで、将来にわたり安全・安心で持続可能な水道事業の確立を推進します。
- ・ 公共用水域の水質保全のため、浄化槽などの汚水処理施設の普及を促進します。
- ・ 市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人、子育て世帯等が安心して生活できる住

---

<sup>1</sup> 多極ネットワーク型集約都市とは、教育、福祉、商業施設などの生活サービス機能をコンパクトに配置し、地域の特性を生かした拠点の形成と、拠点間を相互につなぐなど、交流・連携の骨格となる交通体系の形成・強化を進める考え方。それにより、新たな魅力の創出や市域全体の暮らしやすさ、活力の維持・増進につながり、高齢者や子どもなど、だれもが将来にわたり身近な場所で安心して快適に暮らせるまちづくりを目指すもの。

まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

- ・市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した利用しやすい公園・緑地の整備や保全、適正な維持管理に努めます。

#### ⑥ 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

- ・生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。
- ・ごみの発生回避、発生抑制、再使用、再資源化を基本とし、廃棄物の適正処理に努め、循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。
- ・食品関連施設や生活衛生施設<sup>1</sup>等の衛生を確保し、食の安全や衛生意識の高揚を図るとともに、動物愛護思想、ペットの適正な管理や飼育マナーについて啓発を行い、市民が清潔で安全に暮らせる生活環境の創出に努めます。
- ・公害の未然防止と環境保全に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、環境への負荷の少ない社会の構築を目指します。
- ・かけがえのない地球環境を次世代に継承するため、市民、事業者、NPO 等と連携しながら、環境への負荷の少ないライフスタイルや事業活動など、温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進します。また、国際社会の新しい温暖化対策の枠組みの合意を踏まえ、広域的・国際的な連携のもと、長期的・戦略的な取組により脱炭素社会の構築を目指します。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

| 指標 | 基準値      | 目標値                              |
|----|----------|----------------------------------|
| 人口 | 478,463人 | 中期目標値：477,900人<br>長期目標値：450,000人 |

※基準値：令和2年12月末日時点の  
住民基本台帳人口

※目標値：中期目標は令和6年、  
長期目標は令和42年の人口ビジョン

<sup>1</sup>生活衛生施設とは、生活衛生関係営業六法(クリーニング業法、理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法)による理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業関係施設、公衆浴場の施設をいう。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

大分市行政評価実施要綱に基づき、市民の視点に立ってその成果を検証するとともに、効率的かつ効果的な行政運営を図ることを目的として、毎年度、内部評価（一次評価、二次評価）及び外部評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6カ年間とします。

ただし、6年目の計画は、令和8年度からの大分県過疎地域持続的発展方針の策定を踏まえ、必要な変更を加えます。

(8) 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第7条第1項の規定により、佐賀関地域及び野津原地域を対象とします。

(9) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画における4つの基本方針に則り、公共施設等の整備に努めます。なお、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画に適合しています。

【4つの基本方針】

① 計画的保全による長寿命化の推進

今後も継続して使用する施設については、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

② 施設保有量の最適化

今後の財政状況や人口特性などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。これまでの一施設一機能を前提とした「施設重視」の発想から、施設の多機能化や集約化等を検討する「機能重視」の発想へと転換し、施設保有量の最適化を図ります。

③ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考

慮した有効活用を行います。

④ まちづくりと連動したマネジメントの推進

大分市総合計画の将来目指すまちづくりを見据え、地域や施設の特徴を考慮し、マネジメントを推進します。また、国・県・近隣市と相互に連携を図り、広域的な視点でまちづくりに取り組みます。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

本市では、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域おこし協力隊による地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域の活性化に努めています。しかし、人口減少や高齢化をはじめ、世代間格差や暮らしや考え方の多様化などにより、地域づくり団体の組織力の低下、人材の減少、地域内の連携やコミュニケーションの衰退、地域内外ネットワークの弱体化が懸念されています。

また、県外からの移住者を受け入れるために、必要な情報を効果的・多面的に発信していくことや、移住者の就労や住宅の取得等を支援していくことも重要です。

### (2) その対策

地域における雇用の担い手確保や人口減少を緩和させるため、県外から本市に移住を希望される方に対して、企業・求人情報の提供や就職相談を行う「移住者就労促進事業」や、住宅取得等を支援する「移住者居住支援事業」を行います。また、移住するうえで必要となる情報を大都市で開催される移住相談会や「大分市移住応援サイト」等を通じて提供します。

市民主体のまちづくりをさらに推進するため、市民自らの考えに基づく自発的な取組を促進し、支援するなかで、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。

「地域おこし協力隊」の活用による集落をけん引する人材の育成や、NPO 法人、若者などの都市部住民等の多様な主体による地域づくり活動への参加を促進します。

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「高等教育・研究開発の環境整備」「移住・定住対策」「人材育成・交流」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する移住・定住・地域間交流の促進、人材育成をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------|-------------|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住 | 移住者居住支援事業   | 大分市  |    |
|                       |                            | 移住者就労支援事業   | 大分市  |    |
|                       |                            | アートレジオン推進事業 | 大分市  |    |

- (4) 公共施設等総合管理計画との整合  
該当施設なし

### 3 産業の振興

#### 【佐賀関地域】

##### (1) 現況と問題点

##### ア 農 業

農業は、別府湾に面した河川流域の平野で栽培される米と、臼杵湾に面した温暖な気候の傾斜地で栽培される温州みかん、ポンカン、甘夏などの柑橘類が主要な作物です。

しかし、柑橘類は農産物の自由化や産地間競争の激化などにより価格が低迷しているため、生産力の維持は困難になっており、消費者ニーズに合った収益性の高い品目への転換が課題となっています。

また、農業経営は 30 アール未満の自給的農家が多数を占め、農業従事者の高齢化や担い手不足等により遊休農地が増加していることから、農地の集約化やコストの低減など経営の合理化を進める必要があります。

経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

| 区分    | 総農家数 | 自給的農家 |         | 販売農家 |                     |                     |                     |                     |                     |                     |         |
|-------|------|-------|---------|------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------|
|       |      | 例外規定  | 0.3ha未満 | 例外規定 | 0.3ha<br>〵<br>0.5ha | 0.5ha<br>〵<br>1.0ha | 1.0ha<br>〵<br>1.5ha | 1.5ha<br>〵<br>2.0ha | 2.0ha<br>〵<br>2.5ha | 2.5ha<br>〵<br>3.0ha | 3.0ha以上 |
| 平成2年  | 823  | ---   | 477     | 7    | 218                 | 95                  | 18                  | 3                   | ---                 | ---                 | 5       |
| 平成7年  | 681  | ---   | 421     | 2    | 154                 | 84                  | 13                  | 4                   | 1                   | ---                 | 2       |
| 平成12年 | 526  | ---   | 332     | ---  | 107                 | 77                  | 4                   | 2                   | 3                   | ---                 | 1       |
| 平成17年 | 409  | ---   | 260     | ---  | 83                  | 49                  | 12                  | 1                   | 2                   |                     | 2       |
| 平成22年 | 364  | ---   | 239     | 3    | 62                  | 47                  | 6                   | 5                   | 1                   |                     | 1       |
| 平成27年 | 286  | ---   | 182     | ---  | 49                  | 39                  | 7                   | 3                   | 1                   |                     | 3       |

(農林業センサス)

##### イ 林 業

森林面積は 3,117ha で、地域の総面積の 62.9%を占めていますが、森林所有者のほとんどは農業との兼業であり、小規模な経営となっています。

森林所有者の高齢化や就業構造の変化などにより、労働力の低下が著しいうえ、木材需要の減少などによる木材価格の低迷が、生産意欲の減退を招き、森林の管理が行き届かない状況にあります。

したがって、森林の適切な管理と資源の充実、確保が求められており、森林の多面的機能の維持とあわせ、森林の保護、育成が必要となっています。

また、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による農林水産物の被害が拡大していることから、対策の強化が必要となっています。

## ウ 水産業

漁業は5トン未満の小型漁船による沿岸漁業が主流であり、潮流の激しい「速吸の瀬戸」を主要漁場とする「一本釣り漁法」によるアジ、サバ、タイ、ブリ、イサキ、タチウオ、さらに別府湾の海域では、マダコ、カレイ、タイなどが主な漁獲物で、特に「関あじ・関さば」は、ブランド品としての地位を確立しています。しかし、近年、水産資源の減少や漁業後継者不足・就業者の高齢化が深刻な課題となっています。

漁協組合員数

(単位：人)

|       | 佐賀関支店 |      |       | 神崎取次店 |      |     | 両支店計 |      |       |
|-------|-------|------|-------|-------|------|-----|------|------|-------|
|       | 正組合員  | 准組合員 | 計     | 正組合員  | 准組合員 | 計   | 正組合員 | 准組合員 | 計     |
| 平成2年  | 558   | 484  | 1,042 | 55    | 96   | 151 | 613  | 580  | 1,193 |
| 平成7年  | 533   | 505  | 1,038 | 48    | 98   | 146 | 581  | 603  | 1,184 |
| 平成12年 | 444   | 465  | 909   | 36    | 64   | 100 | 480  | 529  | 1,009 |
| 平成17年 | 409   | 382  | 791   | 26    | 68   | 94  | 435  | 450  | 885   |
| 平成21年 | 346   | 315  | 661   | 21    | 66   | 87  | 367  | 381  | 748   |
| 平成26年 | 293   | 289  | 582   | 17    | 72   | 89  | 310  | 361  | 671   |
| 令和2年  | 228   | 213  | 441   | 13    | 75   | 88  | 241  | 288  | 529   |

(漁協資料)

## エ 商工業

商業は、狭隘な商業圏内で地元消費者に依存する小規模経営が主体ですが、人口の減少、消費者ニーズの多様化、地域外の大型店への消費者の流出などにより年間販売額は減少傾向にあります。そのため、商店街の環境整備などにより商業振興を図ってきましたが、依然厳しい経営環境が続いています。

工業は、JX 金属製錬(株)佐賀関製錬所とその関連企業等で構成され、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年は経済環境等が大きく変化し、特に若者の雇用の場の確保が課題となっています。

## オ 観 光

日豊海岸国定公園の関埼灯台から一尺屋にかけての変化に富んだ海岸線、瀬戸内海国立公園の高島、本神崎や大志生木の海岸など、海の自然に恵まれた観光資源を有していますが、その活用形態はキャンプ、釣り、海水浴等夏季に限定されることが多い状況です。

そのため、年間を通して観光客に訪れてもらえるよう、「関あじ・関さば」を中心としたグルメ観光や、坂本龍馬・勝海舟の足跡をたどる街歩きガイド等のさらなる充実が求められます。

## (2) その対策

### ア 農 業

高収益で生産性の高い作物の導入や、柑橘類では消費者ニーズに合った優良品種への転換により、農業経営の安定化を目指します。

また、担い手不足の解消、コストの低減及び農地保全を目的とした農作業の受託等を行う集落営農組織や今後の農業経営を担う経営感覚を持った企業的農家の育成に努めます。

### イ 林 業

森林所有者が森林施業の集約化に取り組むよう啓発するとともに、計画的な造林、間伐等の促進に努めます。

また、森林の多面的機能の維持を図るとともに、住民の交流や安らぎの場としての整備に努めます。

さらに、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による被害の予防や捕獲を強化することで、農林水産物の被害拡大を防止します。

### ウ 水産業

沿岸海域の藻場造成、魚介類の種苗放流、魚礁の設置等による計画的な漁場の造成を推進し、つくり育てる漁業を目指します。

本地域の伝統的な漁法を継承し、将来を担う経営後継者の確保・育成に努めるとともに、資源の保護育成と適正な漁獲を図るため、資源管理型漁業を推進し、密漁や乱獲の監視体制の強化に努めます。

また、防波堤、消波堤などの設置、泊地の改良などを行い、漁港整備を推進します。

さらに、漁港海岸の整備を推進し、快適な漁業集落の形成を目指します。

### エ 商工業

恵まれた自然景観や水産資源を生かし、観光との連携による物産販売、食品加工業など、地域産業の活性化に努めるとともに、商工会や商工会議所等と連携して、就労機会の拡大と雇用の確保に努めます。

また、観光客の増加を促す取組を進め、商店街の活性化に努めます。

### オ 観 光

観光客が年間を通して何度も訪れたいくなるよう、豊富な自然や歴史を生かした観光資源の活用を行いながら、魅力ある観光基盤の形成に努めます。

また、海水浴や釣りなどの観光資源や新たな観光資源の発掘と「関あじ・関さば」

などの特産品、関埼灯台や関崎海星館を生かし、各地を周遊してもらうよう積極的に情報発信し、都市住民との観光交流の拡大を目指します。

#### カ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容                           | 事業<br>主体       | 備考 |
|-----------|---------------------------------|--------------------------------|----------------|----|
| 2 産業の振興   | (3) 経営近代化施設<br>水産業              | 水産環境整備事業【増殖礁】（県営事業負担金）         | 大分県            |    |
|           | (2) 漁港施設                        | 漁港海岸保全施設整備事業（上浦漁港海岸）           | 大分市            |    |
|           |                                 | 漁港海岸保全施設整備事業（志生木漁港海岸）          | 大分市            |    |
|           |                                 | 漁港整備事業（漁港施設機能強化事業）             | 大分市            |    |
|           |                                 | 漁港整備事業（漁港施設機能保全事業）             | 大分市            |    |
|           |                                 | 漁港海岸保全施設整備事業（老朽化対策事業）          | 大分市            |    |
|           |                                 | 県営漁港整備事業（水産流通基盤整備事業）           | 大分県            |    |
|           |                                 | 県営漁港整備事業（漁港施設機能保全事業）           | 大分県            |    |
|           |                                 | 県営漁港整備事業（漁港施設機能増進事業）           | 大分県            |    |
|           |                                 | 沿岸漁業振興特別対策事業【補助金】              | 大分市            |    |
|           |                                 |                                |                |    |
|           | (9) 観光又はレクリエーション                | 関崎遊歩道整備事業                      | 大分市            |    |
|           |                                 | 高島キャンプ場整備振興事業                  | 大分市            |    |
|           | (10) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>第1次産業 |                                |                |    |
|           |                                 | 中山間地域等直接支払事業                   | 大分市            |    |
|           | 商工業・6次産業化                       | 「おおいの幸」ブランド化支援事業補助金            | 大分市            |    |
|           | その他                             | 都市・農山漁村交流活動支援事業                | 大分市            |    |
|           |                                 | 有害鳥獣対策事業                       | 大分市            |    |
|           |                                 | 鳥獣被害防護柵現物支給事業                  | 大分市            |    |
|           |                                 | 鳥獣被害自衛対策支援事業（免許取得・わな購入費補助）     | 大分市            |    |
|           |                                 |                                |                |    |
|           |                                 |                                |                |    |
|           | (11) その他                        | 漁業協同組合単独水産振興事業（佐賀関地区）          | 大分県漁協          |    |
|           |                                 | 豊後水道（北部地域）広域栽培漁業推進事業金事業（神崎地区）  | 大分県漁協公社        |    |
|           |                                 | 豊後水道（北部地域）広域栽培漁業推進事業金事業（佐賀関地区） | 大分県漁協公社        |    |
|           |                                 | 産卵たこぼ設置事業                      | 大分県漁協          |    |
|           |                                 | 磯根資源増殖推進事業                     | 大分県漁協          |    |
|           |                                 | 漁業新規就業者育成支援事業                  | 大分県漁協<br>新規就業者 |    |
|           |                                 | 公有林整備事業（城山森林公園下刈）              | 大分市            |    |

(4) 産業振興促進事項

企業の経営基盤の強化や製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図り、県外転出の女性やUIJ ターンによる転職者を含むあらゆる労働者が、さまざまな分野で働けるよう魅力ある仕事づくりを進めます。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することで、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを進めるとともに、ICT を快適に活用できるよう、情報基盤の整備・充実を図ります。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                   | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 佐賀県地域全域  | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～<br>令和9年3月31日 |    |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」と「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

漁港施設については、原則として今後の新規整備は行わず、「漁港ストックマネジメント」により機能維持を図ります。また、今後の登録漁船数などの利用状況を踏まえ、改修工事の優先順位を検討します。

## 【野津原地域】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農 業

米を中心に畜産、しいたけ、施設野菜、果樹等を組み合わせた複合経営が主流です。農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、米価の低迷、輸入野菜の増加等厳しい状況にあり、農家数も減少傾向にあります。

また、家族や個人経営での農業形態による機械設備の過剰投資、農地の集約化が困難なことなど生産活動の非効率性が問題となっています。

経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

| 区分    | 総農家数 | 自給的農家 |         | 販売農家 |                     |                     |                     |                     |                     |                     |         |
|-------|------|-------|---------|------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------|
|       |      | 例外規定  | 0.3ha未満 | 例外規定 | 0.3ha<br>〃<br>0.5ha | 0.5ha<br>〃<br>1.0ha | 1.0ha<br>〃<br>1.5ha | 1.5ha<br>〃<br>2.0ha | 2.0ha<br>〃<br>2.5ha | 2.5ha<br>〃<br>3.0ha | 3.0ha以上 |
| 平成2年  | 907  | ---   | 148     | 8    | 129                 | 338                 | 188                 | 60                  | 23                  | 5                   | 8       |
| 平成7年  | 828  | 1     | 129     | 7    | 159                 | 286                 | 160                 | 50                  | 24                  | 6                   | 6       |
| 平成12年 | 749  | ---   | 167     | 1    | 138                 | 268                 | 118                 | 39                  | 7                   | 4                   | 7       |
| 平成17年 | 685  | ---   | 194     | 2    | 119                 | 226                 | 92                  | 25                  | 17                  |                     | 10      |
| 平成22年 | 621  | ---   | 184     | 6    | 116                 | 186                 | 90                  | 25                  | 13                  |                     | 11      |
| 平成27年 | 570  | ---   | 193     | ---  | 99                  | 150                 | 78                  | 19                  | 11                  |                     | 12      |

(農林業センサス)

#### イ 林 業

森林面積は6,995haで、総面積の77%を占めています。木材価格の低迷により森林経営は非常に厳しく、また、森林所有者の高齢化や後継者不足等により森林整備が不十分な状況です。

このことから、森林の多面的機能の維持や木材の安定供給を図るための取組として、森林組合等と連携した持続可能な森林整備の体制づくりが必要となっています。

また、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による農林水産物の被害が拡大していることから、対策の強化が急務となっています。

#### ウ 商工業

商業は、小規模経営の小売業が大半で、地域内の消費者の購買力に依存して営まれてきましたが、消費者ニーズの多様化により、消費者は地域外の商業集積地に流出している状況です。

また、工業は、企業誘致等により乳製品製造企業や半導体関連企業が立地し、本地域経済の発展に大きな役割を果たしています。しかし、雇用の場は十分とはいえ、若年労働者が流出しており、就労機会の拡大が課題です。

#### エ 観 光

平成 16 年 9 月の「香りの森博物館」閉館により、観光を取り巻く状況は厳しくなっていますが、今市石畳など歴史を感じることができる名所が数多く存在しており、ボランティアガイドによる街並み案内も行われています。令和元年に完成したななせダムとともに、観光資源の効果的な活用が求められます。

## (2) その対策

### ア 農 業

高地の気候条件を生かしたうまい米づくりや肉用牛及び施設野菜の生産を推進するとともに、都市近郊型農業を推進するなど、農地の高度利用と農業所得の向上を目指します。また、畜産業については、省力化や生産コストの軽減を図るため、放牧地や簡易畜舎等の整備、粗飼料の確保やヘルパー事業等を推進します。

さらに担い手不足の解消、コストの低減及び農地保全を目的とした農作業の受託等を行う集落営農組織や今後の農業経営を担う経営感覚を持った企業的農家の育成に努めます。

### イ 林 業

森林整備の基盤となる林道等の路網整備を推進するとともに、小規模分散化した森林を集約化し低コスト作業を構築することで、林業生産性の向上を図り、本地域の豊富な森林資源の有効活用を促進します。

また、森林所有者の高齢化が進むなか、森林組合等による施業受託体制の整備を促進することで、持続可能な森林整備を図ります。

さらに、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による被害の予防や捕獲を強化することで、農林水産物の被害拡大を防止します。

### ウ 商工業

個々の商店経営者の意識の向上など経営努力と商工会活動の充実を促すとともに、地域の特性を生かし産業の振興を目指します。

また、就労機会の拡大と雇用の確保を目指し、地域の生活環境に配慮した企業立地を積極的に進めます。

### エ 観 光

恵まれた自然景観や歴史を感じる街並み、さまざまな特産品などに加えて、令和元年に完成したななせダムや道の駅のつはるを観光資源として活用し、地域の活性化につながる魅力ある観光振興に努めます。

### オ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成」「企業誘致の促進」「地域資源を活用した地域経済の裾野拡大」「戦略的な観光施策」「雇用対策」「農林水産物の生産振興」「有害鳥獣の広域防除」「農林水産物の消費拡大」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する産業の振興をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容                         | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|------------------------------|----------|----|
| 2 産業の振興   | (1) 基盤整備<br>農業                  | 中山間地域総合整備事業                  | 大分県      |    |
|           | (9) 観光又はレクリエーション                | 今市石畳憩いの場整備事業（野津原地区観光周遊ルート整備） | 大分市      |    |
|           | (10) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>第1次産業 | 中山間地域等直接支払事業                 | 大分市      |    |
|           |                                 | おおいた農業塾開催事業                  | 大分市      |    |
|           |                                 | 森林整備対策事業                     | 大分市      |    |
|           | 商工業・6次産業化                       | 「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金         | 大分市      |    |
|           | その他                             | 都市・農山漁村交流活動支援事業              | 大分市      |    |
|           |                                 | 有害鳥獣対策事業                     | 大分市      |    |
|           |                                 | 鳥獣被害防護柵現物支給事業                | 大分市      |    |
|           |                                 | 鳥獣被害自衛対策支援事業（免許取得・わな購入費補助）   | 大分市      |    |
|           | (11) その他                        | 公有林整備事業（合併記念の森下刈）            | 大分市      |    |

(4) 産業振興促進事項

企業の経営基盤の強化や製品の供給体制の充実など、地域の発展を支える各種産業の機能強化を図り、県外転出の女性やUIJ ターンによる転職者を含むあらゆる労働者が、さまざまな分野で働けるよう魅力ある仕事づくりを進めます。

また、関係機関との連携を強化し、住む人や訪れる人たちにとっての新たな魅力を創出することで、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを進めるとともに、ICT を快適に活用できるよう、情報基盤の整備・充実を図ります。

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                         | 計画期間                   | 備考 |
|----------|----------------------------|------------------------|----|
| 野津原地域全域  | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～<br>令和9年3月31日 |    |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2) その対策」と「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

交流施設の整備については、地域活性化の視点から、魅力の発信等、さらなる利用者数の増加に向けた取組を進めるとともに、運営の効率化、収益性の向上を図ります。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

地域の持続的発展のためには、交流の促進、拡大が不可欠であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、地域の活性化を図る必要があります。

### (2) その対策

情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備や活用を進めるとともに、情報格差の是正などの環境整備を図ります。

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的な情報ネットワークの整備」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域における情報化をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分   | 事業名<br>(施設名)                      | 事業内容           | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------|-----------------------------------|----------------|----------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設<br>ブロードバンド施設 | 超高速ブロードバンド整備事業 | 大分市      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道 路

本地域では、国道 197 号、国道 217 号、関臼津広域農道及び県道木田神崎線、佐賀関循環線などの幹線道路網並びに市道 209 路線、農道 128 路線、林道 6 路線が生活道路網として形成されています。

しかし、リアス式海岸特有の複雑な地形や、集落密集地での狭隘な土地利用などにより、全体的に道路幅員が狭いうえにカーブも多いことから、令和元年度末において改良率が 44.0%（市全域 75.6%）、舗装率が 83.3%（市全域 96.9%）と、道路網の整備が遅れている状況にあります。

##### イ 交通の確保

人口減少や高齢化の進展などにより、本地域の鉄道、路線バスの利用者は減少傾向にあり、バス路線の廃止や減便が顕在化しています。

しかしながら、鉄道、路線バスは、通学、通勤者や高齢者にとって重要な交通手段であり、バス路線の維持と運行本数の確保が引き続き大きな課題となっています。一方で交通事業者は運転手不足などの課題を抱えています。

また、人が集まる観光振興対策として、来訪者を支える移動手段の確保が必要となります。

#### (2) その対策

##### ア 道 路

人、物、情報の交流の促進と地域経済活動の活性化を図るため、国道、県道などの幹線道路の整備を促進するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため市道、農道などの生活道路の整備を推進します。

また、広域エリアにおける交流の促進や将来に向けた広域交通ネットワークの強化を目指します。

##### イ 交通の確保

高齢者や通学、通勤者などの交通の利便性を確保するため、路線バスの定期運行の確保等を関係機関に働き掛けます。

また、行政、交通事業者、利用者それぞれの役割分担を明確にする中で、路線バスとの連携強化を前提に、効率的で、かつ持続可能なコミュニティ交通の実現を目指します。

## ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容             | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1)市町村道<br>道路                | 馬場1号線道路改築事業（中通線） | 大分市      |    |
|                       | 橋りょう                         | 橋梁等維持改良事業        | 大分市      |    |
|                       |                              | 大志生木線橋梁整備事業      | 大分市      |    |
|                       | その他                          | 市道以外の狭小な生活道路整備事業 | 大分市      |    |
|                       | (2)農道                        | 農道保全対策事業         | 大分市      |    |
|                       | (9)過疎地域持続的発展特<br>別事業<br>公共交通 | 総合交通対策事業         | 大分市      |    |
|                       | その他                          | 佐賀関地区市道等道路沿線伐採事業 | 大分市      |    |
|                       |                              | 豊予海峡ルート推進事業      | 大分市      |    |
|                       | (10)その他                      | 県道等整備事業負担金       | 大分県      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう・トンネル等のインフラ資産について、長寿命化や適正な維持管理に取り組むために、重要度に応じた維持管理レベルを設定し、定期的な点検の実施を進めます。また、効率的な維持管理を推進するため、国や県と連携を図るとともに、新技術や民間活力を効果的に活用します。

既存施設の適正な維持管理に重点を置くとともに、新規整備については、将来の人口動態や将来のまちづくりを見据え、必要性や効果を慎重に検討するとともに、整備後の維持管理に係る負担を考慮した仕様を検討します。

市民と行政の協働により、地域にふさわしい道づくりを進める「道守」事業<sup>1</sup>やアダプト制度<sup>2</sup>の推進に向けた取組を検討します。

<sup>1</sup> 「道守」事業とは、NPO法人や市民団体、企業、個人などが道路の植栽管理や清掃、不具合や異常の通報などを行う事業です。

<sup>2</sup> アダプト制度とは、道路や公園など公共施設の一部区域について、市民団体や企業などが里親（アダプト）となり、清掃などの維持管理を行う制度です。

## 【野津原地域】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道 路

本地域内の道路整備状況は、令和元年度末において改良率が 49.5%（市全域 75.6%）、舗装率が 95.6%（市全域 96.9%）と整備が遅れている状況にあります。本地域では、国道 442 号を中心とする基幹道路、これを結ぶ集落道路の整備等生活の利便性を考慮した道路網の整備が急務となっています。

#### イ 交通の確保

人口減少や高齢化の進展などにより、本地域の路線バスの利用者は減少し、バス路線の廃止や減便が顕在化しています。

しかしながら、バスは、通学、通勤者や高齢者にとって重要な交通手段であり、バス路線の維持と運行本数の確保が引き続き大きな課題となっています。一方で交通事業者は運転手不足などの課題を抱えています。

また、ななせダムを核とした地域振興をはかるうえで来訪者を支える移動手段の確保が必要となります。

### (2) その対策

#### ア 道 路

道路整備については、基幹道路、集落道路、広域農道の相互の関連を考慮しながら、全体として整合性のとれたネットワークを形成し、本地域の活性化に資する整備を行います。

#### イ 交通の確保

高齢者や通学、通勤者などの交通の利便性を確保するため、路線バスの定期運行の確保等を関係機関に働きかけます。

また、行政、交通事業者、利用者それぞれの役割分担を明確にする中で、路線バスとの連携強化を前提に、効率的で、かつ持続可能なコミュニティ交通の実現を目指します。

#### ウ 大分都市広域圏

大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的公共交通網の構築」「地域公共交通ネットワークの維持・形成」「広域幹線道路網の整備促進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する交通施設の整備、交通手段の確保をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分             | 事業名<br>(施設名)                  | 事業内容             | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------------------|------------------|----------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>道路                | 権現地区道路改良事業       | 大分市      |    |
|                       |                               | 道路新設改良事業（野津原）    | 大分市      |    |
|                       |                               | 地方創生道整備推進事業      | 大分市      |    |
|                       | 橋りょう                          | 橋梁等維持改良事業        | 大分市      |    |
|                       | その他                           | 市道以外の狭小な生活道路整備事業 | 大分市      |    |
|                       |                               | 農道保全対策事業         | 大分市      |    |
|                       |                               | 林道整備事業           | 大分市      |    |
|                       | (9) 過疎地域持続的発展<br>特別事業<br>公共交通 | 総合交通対策事業         | 大分市      |    |
|                       | その他                           | 野津原地区市道等道路沿線伐採事業 | 大分市      |    |
|                       | (10) その他                      | 県道等整備事業負担金       | 大分県      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

道路・橋りょう・トンネル等のインフラ資産について、長寿命化や適正な維持管理に取り組むために、重要度に応じた維持管理レベルを設定し、定期的な点検の実施を進めます。また、効率的な維持管理を推進するため、国や県と連携を図るとともに、新技術や民間活力を効果的に活用します。

既存施設の適正な維持管理に重点を置くとともに、新規整備については、将来の人口動態や将来のまちづくりを見据え、必要性や効果を慎重に検討するとともに、整備後の維持管理に係る負担を考慮した仕様を検討します。

市民と行政の協働により、地域にふさわしい道づくりを進める「道守」事業<sup>1</sup>やアダプト制度<sup>2</sup>の推進に向けた取組を検討します。

<sup>1</sup> 「道守」事業とは、NPO法人や市民団体、企業、個人などが道路の植栽管理や清掃、不具合や異常の通報などを行う事業です。

<sup>2</sup> アダプト制度とは、道路や公園など公共施設の一部区域について、市民団体や企業などが里親（アダプト）となり、清掃などの維持管理を行う制度です。

## 6 生活環境の整備

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 水 道

水道は平成 27 年度に 3 つの簡易水道を上水道に統合して給水を行っており、令和元年度末における普及率は 100%となっています。

適切な水量・水質管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給を図る必要があります。

##### イ 生活排水

快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、浄化槽の普及に取り組んできましたが、水洗化率は令和元年度末で 65.9%(市全域 98.44%)と依然低い水準にあり、普及率の向上が今後の課題です。

##### ウ 環境衛生

本地域では、台風や大雨の後、海岸線に漂着する大量のごみや流木などの処理が課題となっています。

快適な生活環境の確保と循環型社会の形成を図るため、ごみの適正処理を行っており、平成 26 年 11 月からはごみの減量とリサイクルの推進等を目的に家庭ごみ有料化制度を市全域で導入しています。

有料化制度導入後、家庭ごみの排出量は減少傾向にありましたが、令和元年度は増加し、本地域においても増加していることから、さらなるごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、本市のごみ処理施設は老朽化が進んでおり、施設の延命化を図りながら、新たなごみ処理施設の建設が求められています。

##### エ 消 防

本地域の中心部は、住宅が密集し、また、道路幅員も狭く消防活動や救急活動に支障をきたす状況にあり、自然災害あるいは大火災発生の危険性が指摘されています。

消防体制として、火災等、災害防災体制の強化とあわせ、資機材等の整備が課題となっています。

また、高齢化に伴い、若い世代を中心に消防団の担い手が減少している中で、どのように消防団組織を維持させていくかが課題となっています。

## オ 住 宅

地区内の公営住宅は 327 戸であり、老朽化等による建物の劣化が著しかった 4 住宅の集約建替えを行うなどの整備を行ってきましたが、今もなお、耐用年数を迎え老朽化した公営住宅が現存している状況です。

また、適切な管理が行われず老朽化した空き家が周辺住民の生活環境に悪影響を与えています。

## カ 火葬場

佐賀関火葬場は昭和 58 年に供用開始し、施設の老朽化が進んでいます。将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう施設整備については、計画的に進めていくことが必要です。

## (2) その対策

### ア 水 道

水道施設の適切な維持管理を行うことで、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で、全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

### イ 生活排水

生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の普及促進に努めます。

### ウ 環境衛生

ごみの減量とリサイクルを推進するため、市民に対する啓発を継続していきます。

さらに、本市を含む大分都市広域圏の 5 市（臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市）から出るごみを広域処理する「新環境センター」を建設することで、ごみ処理にかかる費用の削減やごみの適正処理を行います。

また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視指導体制の強化を図るとともに、住民と連携し、ポイ捨てごみの散乱防止、海岸及び自然環境等、地域の環境保全に努めます。

### エ 消 防

消防施設、資機材等の整備を推進し、消防、救急、救助体制の充実を図るとともに、消防団員が活動しやすい環境を作るため、組織の統廃合等について消防団と検討しながら、災害対応能力の強化に努めます。

また、地域住民の防火・防災意識高揚に向けた取組を図るとともに、地域防災の中核として自主防災組織等への指導的役割を担う消防団員に対し、指導方法や内容などについて研修を行える環境づくりを図ります。

#### オ 住 宅

居住環境の向上や若者の定住を目指し、公営住宅の整備を進め、良質で快適な住宅の供給に努めます。

補助金等を活用し、老朽化した危険な空き家は解体（除却）を、使用の可能な空き家は利活用を促進します。

#### カ 火葬場

佐賀関火葬場は供用開始から 37 年が経過しており、施設の老朽化が進む中、公共性や設置目的を整理したうえで、長寿命化を図るため、計画的に施設整備を行います。

#### キ 大分都市広域圏

大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                 | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|----------------------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設<br>その他 | 浄化槽設置整備費補助金          | 大分市      |    |
|           | (4) 火葬場           | 大分市葬斎場佐賀関火葬場整備事業     | 大分市      |    |
|           | (5) 消防施設          | 消防団車庫詰所整備事業          | 大分市      |    |
|           |                   | 小型動力ポンプ整備事業          | 大分市      |    |
|           |                   | 小型動力ポンプ積載車整備事業       | 大分市      |    |
|           |                   | 消防車両購入事業             | 大分市      |    |
|           |                   | 佐賀関馬場地区浸水対策事業        | 大分市      |    |
|           | (8) その他           | 土砂災害ハザードマップ事業（佐賀関地区） | 大分市      |    |
|           |                   | 県工事負担金（急傾斜地崩壊対策事業）   | 大分市      |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

佐賀関火葬場火葬炉設備整備事業については、公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案したうえで、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう近隣自治体との広域連携も含め、最適な規模や運営手法の検討を行います。

消防団の車庫詰所については、時代に合った規模や配置等に関する在り方を見直したうえで、担い手不足に直面する本地域の消防団員が、効率よく活動できる形の実現に向けた検討を行います。

#### 【野津原地域】

##### (1) 現況と問題点

###### ア 水 道

水道は平成 27 年度に 3 つの簡易水道を上水道に統合して給水を行っており、令和元年度末における普及率は 98.38%となっています。

適切な水量・水質管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給を図る必要があります。

###### イ 生活排水

快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、浄化槽の普及に取り組んでおり、水洗化率は令和元年度末で 91.0%(市全域では 98.44%)となっています。

###### ウ 環境衛生

快適な生活環境の確保と循環型社会の形成を図るため、ごみの適正処理を行っており、平成 26 年 11 月からはごみの減量とリサイクルの推進等を目的に家庭ごみ有料化制度を市全域で導入しています。

有料化制度導入後、家庭ごみの排出量は減少傾向にありましたが、令和元年度は増加し、本地域においても増加していることから、さらなるごみの減量とリサイクルを推進する必要があります。

また、本市のごみ処理施設は老朽化が進んでおり、施設の延命化を図りながら、新たなごみ処理施設の建設が求められています。

###### エ 消 防

本地域の大半は森林で占められており、それに伴う自然災害など大規模災害の発生に対する防災体制の充実強化が課題となっています。

また、高齢化に伴い、若い世代を中心に消防団の担い手が減少している中で、ど

のように消防団組織を維持させていくかが課題となっています。

## オ 住 宅

地区内の公営住宅は132戸であり、老朽化による建物の劣化が著しかった3住宅について集約建替えを行うなどの整備を行ってきました。

また、適切な管理が行われず老朽化した空き家が周辺住民の生活環境に悪影響を与えています。

## (2) その対策

### ア 水 道

水道施設の適切な維持管理を行うことで、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。また、大分県水道ビジョンに基づく広域連携について、県の広域化推進プラン策定の中で、全域や圏域別の市町村連携による共同処理・共同購入等の具体策の検討を行います。

### イ 生活排水

本市の水源地域でもあることから、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の普及促進に努めます。

### ウ 環境衛生

ごみの減量とリサイクルを推進するため、市民に対する啓発を継続していきます。

さらに、本市を含む大分都市広域圏の5市（臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市）から出るごみを広域処理する「新環境センター」を建設することで、ごみ処理にかかる費用の削減やごみの適正処理を行います。

また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視指導体制の強化を図るとともに、住民と連携し、ポイ捨てごみの散乱防止等、地域の環境保全に努めます。

### エ 消 防

消防施設、資機材等の整備を推進し、消防、救急、救助体制の充実を図るとともに、消防団員が活動しやすい環境を作るため、組織の統廃合等について消防団と検討しながら、災害対応能力の強化に努めます。

また、地域住民の防火・防災意識高揚に向けた取組を図るとともに、地域防災の中核として自主防災組織等への指導的役割を担う消防団員に対し、指導方法や内容などについて研修を行える環境づくりを図ります。

## オ 住 宅

居住環境の向上や若者の定住を目指し、公営住宅の維持管理に努めることにより、良質で快適な住宅の供給に努めます。

補助金等を活用し、老朽化した危険な空き家は解体（除却）を、使用の可能な空き家は利活用を促進します。

## カ 大分都市広域圏

大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的災害等に関する機能の構築」「減災・防災体制の充実」「一般廃棄物の広域処理」「資源循環型社会の形成」「特定外来生物の広域防除」「水源流域の水環境の改善」「救急搬送体制の連携強化の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する生活環境の整備をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                 | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|----------------------|----------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設<br>その他 | 浄化槽設置整備費補助金          | 大分市      |    |
|           | (5) 消防施設          | 消防団車庫詰所整備事業          | 大分市      |    |
|           |                   | 小型動力ポンプ整備事業          | 大分市      |    |
|           |                   | 小型動力ポンプ積載車整備事業       | 大分市      |    |
|           |                   | 消防車両購入事業             | 大分市      |    |
|           | (8) その他           | 土砂災害ハザードマップ事業（野津原地区） | 大分市      |    |
|           |                   | 県工事負担金（急傾斜地崩壊対策事業）   | 大分市      |    |
|           |                   | 野津原廻栖野地区浸水対策事業       | 大分市      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

消防団の車庫詰所については、時代に合った規模や配置等に関する在り方を見直したうえで、担い手不足に直面する本地域の消防団員が、効率よく活動できる形の実現に向けた検討を行います。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

佐賀関地域の高齢者率は49.88%（平成27年国勢調査）となっており、令和3年3月末現在では57.1%（住民基本台帳登録者数）となっています。野津原地域の高齢者率は41.88%（平成27年国勢調査）であり、令和3年3月末では45.9%（住民基本台帳登録者数）となっています。

このまま推移すると、一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者は一層増加することが見込まれ、施設サービスや在宅福祉サービス体制の充実が求められています。

また、高齢者が健康で生きがいをもって安心して暮らしていくためには、生きがい活動、介護予防事業及び健康づくり活動の推進や各種健診、相談体制の充実が必要です。

#### 高齢人口の推移

（単位：人、％）

##### 【佐賀関地域】

| 項 目     | 昭和45年  | 昭和50年  | 昭和55年  | 昭和60年  | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年  | 平成27年 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総 人 口   | 22,625 | 20,862 | 18,768 | 17,375 | 15,775 | 14,266 | 12,860 | 11,666 | 10,347 | 8,946 |
| 65歳以上人口 | 2,151  | 2,363  | 2,605  | 2,804  | 3,052  | 3,559  | 3,951  | 4,187  | 4,234  | 4,459 |
| 構 成 比   | 9.51   | 11.33  | 13.88  | 16.14  | 19.35  | 24.95  | 30.72  | 35.89  | 40.92  | 49.88 |

※平成27年については、総人口から年齢不詳8人を除き、構成比を算出

##### 【野津原地域】

| 項 目     | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年  | 平成7年  | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 人 口   | 6,742 | 6,603 | 6,389 | 6,151 | 5,651 | 5,336 | 5,094 | 5,031 | 4,769 | 4,564 |
| 65歳以上人口 | 678   | 804   | 904   | 1,010 | 1,153 | 1,423 | 1,625 | 1,737 | 1,776 | 1,900 |
| 構 成 比   | 10.06 | 12.18 | 14.15 | 16.42 | 20.40 | 26.67 | 31.90 | 34.52 | 37.24 | 41.88 |

※平成27年については、総人口から年齢不詳28人を除き、構成比を算出

（国勢調査）

#### イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、就業形態の多様化等により、一定の集団規模で保護者の就労状況にかかわらず利用できる認定こども園の整備が求められています。また、認定こども園や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実が求められています。さらに、安全な遊び場の確保や地域の健全育成活動の促進など、安全・安心な環境づくりを進めることも重要な課題となっています。

## ウ 障がい者（児）福祉

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行とともに、福祉サービスの対象者に難病患者等が加わるなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しています。こうしたなか、ノーマライゼーション<sup>1</sup>の理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人自らがその居住する場所を選択し、自立と社会参加が実現できるよう、サービスの充実が求められています。

### (2) その対策

#### ア 高齢者福祉

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

また、高齢期の健康づくり（運動機能の向上）の取組として、健康教育・健康相談等の充実を図るとともに、地域ボランティア組織や老人クラブ等、関係機関との連携のもと、生きがいと健康づくりのための地域福祉ネットワークの拡充に努めます。

#### イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、「子ども」「保護者」「地域・社会」のそれぞれにおける視点をもとに、子どもの権利や主体性を尊重しながら、その育ちを支援する取組や、保護者の就労と育児を支援する取組として、保育所と幼稚園の機能が一体となった幼保連携型認定こども園や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実にも努めるとともに、相談機能の充実も図ります。

また、子育て家庭への経済的支援や、ひとり親家庭の自立支援、児童虐待の発防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、不妊や不育に関する相談体制や経済的支援の取組に努め、地域や関係機関と連携を図り、身近な地域における子育て支援を進めます。

## ウ 障がい者（児）福祉

障がいのある人やその家族のもつニーズを的確にとらえ、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各家庭を戸別訪問するなど相談体制や居宅サービスの充実、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

また、障がい者の雇用促進に向け、就職面接会の開催などの情報を、市報・ホー

---

<sup>1</sup>ノーマライゼーションとは、高齢者や若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

ムページなどを通じて広報するとともに、障がい者の雇用について、市民や事業主の理解や協力を得るために、事業所訪問を行うなど、啓発・広報に取り組みます。

## エ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「健康診断の受診率向上」「相談支援機能の強化」「地域子育て支援の充実」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容                | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------|---------------------|----------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (2) 認定こども園         | 大分市立さがのせき認定こども園整備事業 | 大分市      |    |
|                               | (3) 高齢者福祉施設<br>その他 | 大分市健康センターひまわり改修事業   | 大分市      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

大分市健康センターひまわりについては、地域住民の健康や衛生を支える施設であり、災害時には救護活動を行うための拠点施設としての役割も求められ、今後も長期的な利用ができるように定期的な点検と計画的保全により、施設の長寿命化を図ります。

大分市立さがのせき認定こども園については、「大分市立認定こども園設置計画」に基づき、現行の佐賀関保育所を認定こども園化することとし、その建物の劣化状況等を踏まえる中で、必要となる改築工事等の施設整備を検討します。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

佐賀関地域の医療施設の状況は、病院 1、診療所 5、歯科医院 3、病床数 71 床（令和 3 年 3 月末日現在）となっており、野津原地域の医療施設の状況は、診療所 2、歯科医院 1、病床数 19 床（令和 3 年 3 月末日現在）となっています。

高齢化が進む本地域では、住民が身近なところで適切な医療サービスが受けられる医療体制の整備充実が求められています。

また、福祉との連携を図りながら、保健予防活動を強化する必要があります。

### (2) その対策

住民だれもが健康で安心して生活を送れるよう、関係機関との協力のもと、地域医療体制の充実に努めます。

### (3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)             | 事業内容         | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|--------------------------|--------------|----------|----|
| 7 医療の確保   | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他 | 過疎地域医療体制確保事業 | 大分市      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

## 9 教育の振興

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 学校教育

##### i 認定こども園

幼児教育については、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、就業形態の多様化等により、一定の集団規模で保護者の就労状況にかかわらず利用できる認定こども園の整備が求められています。また、本地域では、少子高齢化が急速に進行しており、現在、市立幼稚園が1園ありますが、年々園児数が減少しており、教育上望ましい集団の規模を確保することが難しい状況となっています。

こうしたなか、園児が集団生活の中で社会性・創造性を身に付けられるような教育環境を整備することが重要な課題となっています。

##### ii 小・中学校

小学校は2校（大志生木小学校は、平成28年度よりこうざき小学校に統合）、中学校は2校ありますが、児童数、生徒数ともに減少しています。小中学校教育は、確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましく生きるための体力の向上や心身の健康の保持増進を図るなど、生きる力をはぐくむことが求められています。

#### 児童、生徒、学級数の推移（各年5月1日現在）

| 区分、年度<br>学校名 | 小学校               |                   |                       |                           |
|--------------|-------------------|-------------------|-----------------------|---------------------------|
|              | H19年度             | H23年度             | H27年度                 | R3年度                      |
| 木佐上          | 36 (4)            | 27 (4)            | H27年度よりこうざき<br>小学校に統合 |                           |
| こうざき         | 2 (1)<br>149 (6)  | 3 (1)<br>126 (6)  | 134 (6)               | 2 (1)<br>87 (6)           |
| 大志生木         | 69 (6)            | 60 (6)            | 30 (4)                | H28年度より<br>こうざき小学校<br>に統合 |
| 佐賀関          | 156 (6)           | 5 (1)<br>128 (6)  | 1 (1)<br>97 (6)       | 3 (1)<br>45 (6)           |
| 小黒分校         | H13年度より佐賀関小学校に統合  |                   |                       |                           |
| 白木           |                   |                   |                       |                           |
| 一尺屋          |                   |                   |                       |                           |
| 計            | 2 (1)<br>410 (22) | 8 (2)<br>341 (22) | 1 (1)<br>261 (16)     | 5 (2)<br>132 (12)         |

| 区分、年度<br>学校名 | 中学校              |         |                  |                  |
|--------------|------------------|---------|------------------|------------------|
|              | H19年度            | H23年度   | H27年度            | R3年度             |
| 神崎           | 153 (6)          | 129 (6) | 2 (1)<br>109 (4) | 1 (1)<br>74 (3)  |
| 佐賀関          | 85 (3)           | 80 (3)  | 2 (1)<br>70 (3)  | 26 (3)           |
| 一尺屋          | H13年度より佐賀関中学校に統合 |         |                  |                  |
| 計            | 238 (9)          | 209 (9) | 4 (2)<br>179 (7) | 1 (1)<br>100 (6) |

\* 上段の実数は特別支援学級の児童生徒数、（）内は学級数。

\* 下段の実数は特別支援学級を除く学級の児童生徒数、（）内は学級数。

（学校基本調査）

## イ 社会教育

高度化、多様化した住民の学習ニーズに対応するため、各種教室・講座の充実を図り、地域に根ざした社会教育事業を展開し、年齢層の幅広い学習機会の提供と住民の学習意欲に応え得る体制づくりが課題となっています。

社会教育を支える各種団体は、高齢化や若者の地域外流出、子どもの減少などで、組織編成、運営に支障をきたす状況も生まれており、その育成と活性化が課題となっています。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### i 認定こども園

幼児教育については、保育所と幼稚園の機能が一体となった幼保連携型認定こども園を整備し、保育内容や支援体制の充実に努めるとともに、相談機能の充実も図ります。さらに、地域や関係機関と連携を図り、身近な地域における子育て支援を進めます。

#### ii 小・中学校

自然や文化、歴史等、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開し、確かな学力の向上等、子どもたちの生きる力の育成に努めます。

また、先端技術を活用し、多様な人々とのつながりを実現する学習や個々の児童生徒の状況に応じた指導を行うため、遠隔教育を推進します。

## イ 社会教育

住民の学習意欲に沿った情報の提供に努めるとともに、だれもが学べる学習機会の整備充実を図ります。

また、住民の生涯学習の場となる関崎海星館や、文化・スポーツ活動の拠点となる公民館や体育施設の整備を進めます。

## ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する教育の振興をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)                | 事業内容            | 事業<br>主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|-----------------|----------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設<br>校舎          | 佐賀関小学校改修事業      | 大分市      |    |
|           | スクールバス・ポート                  | こうざき小学校通学支援事業   | 大分市      |    |
|           | (3) 集会施設、体育施設<br>等<br>集会施設  | 旧大志生木小学校跡地利活用事業 | 大分市      |    |
|           | 体育施設                        | 佐賀関田中屋内運動場改修事業  | 大分市      |    |
|           |                             | 白木体育館改修事業       | 大分市      |    |
|           | その他                         | 海星館施設整備事業       | 大分市      |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発<br>展特別事<br>その他 | こうざき小学校通学支援事業   | 大分市      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。また、余裕教室等に親和性の高い機能との複合化など施設の有効活用を検討します。

グラウンド、体育館、プール等の体育施設については、児童・生徒の安全を確保しつつ地域に開放するなどの有効活用を進めます。

長期的には年少人口が減少する見通しであることから、施設の更新や大規模改修時には、将来の児童・生徒数見込みに基づいた、適切な施設規模や仕様について検討します。

施設整備については限られた財源の中で、効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。時期や地域事情などにより施設の機能や仕様に格差が生じないよう「標準モデル」を基準とした施設整備を行います。また、親和性の高い機能との複合化を検討するとともに、スケルトン・インフィル方式<sup>1</sup>等の柔軟な設計の導入により転用の容易化を図ります。

#### 【野津原地域】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 学校教育

<sup>1</sup> スケルトン・インフィル方式とは、将来的に施設を転用や複合化することを前提として、「構造体」と「内装」に分離して設計する考え方です。将来的な利用内容の変更を想定し、「構造体」を目的に適した形で設計し、施設の目的にあわせて「内装」を変更することにより、さまざまな用途への転用が可能となります。

## i 認定こども園

幼児教育については、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、就業形態の多様化等により、認定こども園における保育内容や支援体制の充実が求められています。また、安全な遊び場所の確保や地域の健全育成活動の促進など、安全・安心な環境づくりを進めることも重要な課題となっています。

## ii 小・中学校

本地域では、平成 30 年 4 月に野津原東部、野津原中部、野津原西部の 3 つの小学校を統合し、野津原小学校を設置しました。

中学校は 1 校で、児童数、生徒数ともに減少しています。

小中学校教育は、確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましく生きるための体力の向上や心身の健康の保持増進を図るなど、生きる力をはぐくむことが求められています。

児童、生徒、学級数の推移（各年 5 月 1 日現在）

| 区分、年度<br>学校名 | 小学校      |                      |                   |                  |
|--------------|----------|----------------------|-------------------|------------------|
|              | H19年度    | H23年度                | H27年度             | R3年度             |
| 野津原東部        | 107 (6)  | 120 (6)              | 2 (1)<br>124 (6)  | H30年度より野津原小学校に統合 |
| 野津原中部        | 51 (6)   | 43 (5)               | 2 (1)<br>48 (6)   |                  |
| 野津原西部        | 18 (3)   | 17 (3)               | 11 (2)            |                  |
| 今市           | 10 (3)   | H21年度より休校し、H25年度末で廃校 |                   |                  |
| 野津原          |          |                      |                   | 4 (2)<br>134 (6) |
| 計            | 186 (18) | 180 (14)             | 4 (2)<br>183 (14) | 4 (2)<br>134 (6) |

| 学校名 | 中学校             |       |                 |                 |
|-----|-----------------|-------|-----------------|-----------------|
|     | H19年度           | H23年度 | H27年度           | R3年度            |
| 野津原 | 1 (1)<br>93 (3) |       | 2 (1)<br>58 (3) | 2 (1)<br>61 (3) |
| 計   | 1 (1)<br>93 (3) |       | 2 (1)<br>58 (3) | 2 (1)<br>61 (3) |

\* 上段の実数は特別支援学級の児童生徒数、（）内は学級数。

\* 下段の実数は特別支援学級を除く学級の児童生徒数、（）内は学級数。

（学校基本調査）

## イ 社会教育

住民一人ひとりが充実した人生を送れるよう、生涯を通じていつでも自由に学習ができる施設の整備と学習情報提供の充実を図る必要があります。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### i 認定こども園

幼児教育については、保育所と幼稚園の機能が一体となった幼保連携型認定こども園を整備し、保育内容や支援体制の充実に努めるとともに、相談機能の充実も図ります。さらに、地域や関係機関と連携を図り、身近な地域における子育て支援を進めます。

#### ii 小・中学校

自然や文化、歴史等、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開し、確かな学力の向上等、子どもたちの生きる力の育成に努めます。また、教育環境の改善を図るための施設整備を実施します。

先端技術を活用し、多様な人々とのつながりを実現する学習や個々の児童生徒の状況に応じた指導を行うため、遠隔教育を推進します。

## イ 社会教育

のつはる少年自然の家や大分市宇曾山荘など、住民の生涯学習の場となる拠点において機能の充実強化を図るとともに、だれもが身近な所で気軽にスポーツを楽しむよう施設等の整備を進めます。

## ウ 大分都市広域圏

大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「広域的教育の連携」「スポーツの振興」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する教育の振興をより効果的に進めます。

### (3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名<br>(施設名)               | 事業内容                              | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|-----------------------------------|------|----|
| 8 教育の振興   | (1) 学校教育関連施設<br>スクールバス・ポート | 野津原地区通学支援事業                       | 大分市  |    |
|           |                            | ふれあい交通事業 保育所等運営事業（のつはる認定こども園通園補完） | 大分市  |    |
|           | (3) 集会施設、体育施設等<br>集会施設     | 旧野津原中部小学校跡地利活用事業                  | 大分市  |    |
|           |                            | 旧野津原西部小学校跡地利活用事業                  | 大分市  |    |
|           |                            | のつはる少年自然の家施設整備事業                  | 大分市  |    |
|           | 体育施設                       | 野津原運動場改修事業                        | 大分市  |    |
|           | その他                        | 大分市宇曾山荘施設整備事業                     | 大分市  |    |
|           | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他   | 野津原地区通学支援事業                       | 大分市  |    |
|           |                            | ふれあい交通事業 保育所等運営事業（のつはる認定こども園通園補完） | 大分市  |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校教育施設については、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。また、余裕教室等に親和性の高い機能との複合化など施設の有効活用を検討します。

グラウンド、体育館、プール等の体育施設については、児童・生徒の安全を確保しつつ地域に開放するなどの有効活用を進めます。

長期的には年少人口が減少する見通しであることから施設の更新や大規模改修時には、将来の児童・生徒数見込みに基づいた、適切な施設規模や仕様について検討します。

施設整備については限られた財源の中で、効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。時期や地域事情などにより施設の機能や仕様に格差が生じないよう「標準モデル」を基準とした施設整備を行います。また、親和性の高い機能との複合化を検討するとともに、スケルトン・インフィル方式<sup>1</sup>等の柔軟な設計の導入により転用の容易化を図ります。

---

<sup>1</sup> スケルトン・インフィル方式とは、将来的に施設を転用や複合化することを前提として、「構造体」と「内装」に分離して設計する考え方です。将来的な利用内容の変更を想定し、「構造体」を目的に適した形で設計し、施設の目的にあわせて「内装」を変更することにより、さまざまな用途への転用が可能となります。

## 10 集落の整備

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

本地域は周囲を海に囲まれ、急峻な山が海岸線へとせまるリアス式海岸特有の地形をしています。そのため、住宅地は狭隘な土地に形成され、特に漁港周辺地域は軒を連ねるように住宅が密集しています。また、生活道路は海岸線に沿って形成され、一部地域ではバス等の公共交通機関が運行していないことから、交通手段を持たない高齢者等は通常の社会生活を行う事が困難な状況となっています。

また、少子高齢化の進行が市内でも特に早く、核家族化も進んでいることから、今後は管理されていない老朽空き家の増加が予想されます。さらに、本地域には大小70の自治区が設置されていますが、高齢化の進行により地域活動や集落の維持が難しくなっています。

#### (2) その対策

佐賀関市民センターを拠点施設として、地域コミュニティの活動の場として活用するとともに、地域活動や自治会活動の支援に向けた取組をしていきます。また、集落維持の対策として空き家の活用や定住促進につながる公営住宅の維持管理に努めることにより、良質で快適な住宅の供給に努めます。

#### (3) 事業計画

該当事業なし

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

### 【野津原地域】

#### (1) 現況と問題点

野津原東部地区には、野津原市民センターや地区公民館などの行政サービス施設やコミュニティ施設、商業施設、医療及び介護サービス施設といった社会生活を行うために必要な施設が集積されています。

しかしながら、中部、西部、今市の各地区においては、公共交通機関についても路線バスが廃止されたことから、交通手段を持たない高齢者等は通常の社会生活を行うことが困難な状況となっています。

今後は、自治区においても高齢化の進行により、地域活動や集落の維持が難しくなっています。

(2) その対策

集落機能の充実と活性化については野津原市民センターを拠点施設として、地元の社会福祉団体や NPO 団体と連携のもと自治会活動の支援に向けた取組をしていきます。また、集落維持の対策として空き家の活用や定住促進につながる公営住宅の維持管理に努めることにより、良質で快適な住宅の供給に努めます。

(3) 事業計画

該当事業なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

## 11 地域文化の振興等

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

本地域には、国指定史跡「築山古墳」や国登録有形文化財「太田缶詰工場」「旧豊予要塞司令官官舎」、県指定有形文化財である「早吸日女神社 総門・本殿・社家」「教導寺（七棟）」「大志生木宝篋印塔」のほか、国登録有形文化財への登録を目指す「関埼灯台」、県指定天然記念物である「高島のビロウ自生地」「高島のウミネコ営巣地」など市指定文化財を含む 24 件の指定文化財等があります。

また、地域を代表する「鯛つりおどり大会」や歴史的伝統芸能、古代行事等がありますが、伝統芸能等において、高齢化により後継者の不足が懸念されています。

#### (2) その対策

文化財及び史跡等の保護、保存に努めるとともに、地域文化の活力をはぐくむため、その伝統芸能等の活動を継承し、後継者の育成を支援します。

また、大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進めます。

#### (3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

| 持続的发展施策区分  | 事業名<br>(施設名) | 事業内容              | 事業<br>主体 | 備考 |
|------------|--------------|-------------------|----------|----|
| 10地域文化の振興等 | (3) その他      | 関の鯛つりおどり大会開催事業補助金 | NPO法人    |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

### 【野津原地域】

#### (1) 現況と問題点

本地域には、国指定重要文化財「後藤家住宅」や県指定史跡「参勤交代道路」など市指定文化財を含む 22 件の指定文化財があります。

また、地域の伝統芸能等を地元有志により継承し、地域社会における連携を深めています。高齢化により後継者が不足している状況です。

(2) その対策

文化財及び史跡等の保護、保存に努めるとともに、地域文化の活力をはぐくむため、その伝統芸能等の活動を継承し、後継者の育成を支援します。

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「文化・芸術の振興」「文化財等の保護及び活用」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載する地域文化の振興等をより効果的に進めます。

(3) 事業計画

該当事業なし

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

## 12 再生可能エネルギー等の利用の促進

### (1) 現況と問題点

令和2年10月に、内閣総理大臣は所信表明演説で2050年までにわが国の温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。本市においても、長期的な目標として2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを表明し、再生可能エネルギーの利用や徹底した省エネルギーに加え、水素等の非化石エネルギーの導入に積極的に取り組むこととしています。

このような中、佐賀県地域では、急峻な山が海岸線へとせまるリアス式海岸特有の地形を活用して、民間事業者による太陽光・風力発電設備の設置が進められています。

一方、野津原地域では、山林が8割近くを占める山間地域の特性を利用して、民間事業者による太陽光発電設備の設置が進められています。

通常、このような再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、事業者が、事業区域及びその周辺地域において良好な自然及び景観の確保、環境の保全、災害の防止等について適正な配慮を行うことはもとより、地元自治会その他関係者に対して、設置事業又は発電事業に係る計画の概要を明らかにすることにより、地元住民等との相互理解の促進や良好な関係の構築が求められています。

### (2) その対策

温室効果ガス排出量を削減するためには、化石燃料の使用を削減し、脱炭素型のエネルギー利用に転換することが有効であることから、省エネルギー・再生可能エネルギー設備等の公共施設への導入促進や市民・事業者に対する導入補助等の実施により、再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用を推進します。

また、再生可能エネルギーの導入事業に当たっては、自然景観の確保や環境の保全に配慮しつつ、地元住民の理解が促進されるよう事業者への指導に努めます。

### (3) 事業計画

該当事業なし

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### 【佐賀関地域】

#### (1) 現況と問題点

少子高齢化の進行等により地域の連帯感などが低下し、住民相互の交流や支えあい  
の場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。佐賀関支所・佐賀関公  
民館を中心に地域住民や NPO 団体などさまざまな団体との連携・協力により地域課題  
などを解決し、住み良い地域社会を形成していく必要があります。

#### (2) その対策

佐賀関市民センターを拠点施設とし、地域コミュニティの活性化に係る取組などを  
推進します。

また、大分県内の 7 市 1 町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「公共  
施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施す  
ることにより本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果  
的に進めます。

#### (3) 事業計画（令和 3 年度～令和 8 年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名) | 事業内容         | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------|--------------|----------|----|
| 12その他地域の持続<br>的発展に関し必要な<br>事項 |              | 地域まちづくり活性化事業 | 大分市      |    |
|                               |              | ご近所の底力再生事業   | 大分市      |    |
|                               |              | 頑張る集落たすく隊事業  | 大分市      |    |

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

### 【野津原地域】

#### (1) 現況と問題点

少子高齢化の進行等により地域の連帯感などが低下し、住民相互の交流や支えあい  
の場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。野津原支所・野津原公  
民館を中心に地域住民や NPO 団体などさまざまな団体との連携・協力により地域課題  
などを解決し、住み良い地域社会を形成していく必要があります。

(2) その対策

野津原支所・野津原公民館を中心に地域コミュニティの活性化に係る取組などを推進します。

また、大分県内の7市1町で構成する大分都市広域圏の基本連携項目のうち「公共施設の相互利用の促進」「市民活動の推進」に掲げる連携効果に資する取組を実施することにより本計画に記載するその他地域の持続的発展に関し必要な事項をより効果的に進めます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和8年度）

| 持続的発展施策区分                     | 事業名<br>(施設名) | 事業内容                      | 事業<br>主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------|---------------------------|----------|----|
| 12その他地域の持続<br>的発展に関し必要な<br>事項 |              | 地域まちづくり活性化事業              | 大分市      |    |
|                               |              | ご近所の底力再生事業                | 大分市      |    |
|                               |              | 頑張る集落たすく隊事業               | 大分市      |    |
|                               |              | ななせの里まつり補助金               | 実行委員会    |    |
|                               |              | 小規模集落等支援事業（旧大分県里のくらし支援事業） | 大分市      |    |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

該当施設なし

事業計画（令和３年度～令和８年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分              | 事業名<br>(施設名)                                            | 事業内容                                                                                                                                                                      | 事業主体                                                                  | 備考                                    |
|------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成  | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>移住・定住                              | 移住者居住支援事業<br><br>移住者就労支援事業<br><br>アートレジオン推進事業                                                                                                                             | 大分市<br><br>大分市<br><br>大分市                                             | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |
| 2 産業の振興                | (10) 過疎地域持続的発展特別事業<br>第１次産業<br><br>商工業・６次産業化<br><br>その他 | 中山間地域等直接支払事業<br><br>おおいた農業塾開催事業<br><br>森林整備対策事業<br><br>「おおいたの幸」ブランド化支援事業補助金<br><br>都市・農山漁村交流活動支援事業<br><br>有害鳥獣対策事業<br><br>鳥獣被害防護柵現物支給事業<br><br>鳥獣被害自衛対策支援事業（免許取得・わな購入費補助） | 大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>大分市 | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保      | (9) 過疎地域持続的発展特別事業<br>公共交通<br><br>その他                    | 総合交通対策事業<br><br>豊予海峡ルート推進事業<br><br>佐賀関地区市道等道路沿線伐採事業<br><br>野津原地区市道等道路沿線伐採事業                                                                                               | 大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>大分市                                  | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |
| 8 教育の振興                | (4) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他                                | こうざき小学校通学支援事業<br><br>野津原地区通学支援事業<br><br>ふれあい交通事業 保育所等運営事業（のつはる認定こども園通園補完）                                                                                                 | 大分市<br><br>大分市<br><br>大分市                                             | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |
| 9 医療の確保                | (3) 過疎地域持続的発展特別事業<br>その他                                | 過疎地域医療体制確保事業                                                                                                                                                              | 大分市                                                                   | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 |                                                         | 地域まちづくり活性化事業<br><br>ご近所の底力再生事業<br><br>頑張る集落たすく隊事業<br><br>ななせの里まつり補助金<br><br>小規模集落等支援事業（旧大分県里のくらし支援事業）                                                                     | 大分市<br><br>大分市<br><br>大分市<br><br>実行委員会<br><br>大分市                     | 各事業については事業効果が一過性ではなく、その効果が将来に及ぶものである。 |